紀州っこ健やかプラン

2020

令和２年３月
和歌山県子ども未来課

目次

はじめに
1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　計画の性格及び位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1部　計画策定の背景と基本的方向

第1章　計画策定の背景
1　本県における子供や子育て環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　前計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第2章　基本的方向
1　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2　基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第2部　具体的施策の展開

第1章　教育・保育等の推進
1　区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2　教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容
及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進
に関する体制の確保の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
4　市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・21
5　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に
従事する者の確保及び資質向上のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
6　市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携・・・26
8　教育・保育情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第2章　困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援
1　児童虐待への対応強化と要保護児童への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
2　困難を抱えるひとり親家庭の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
3　障害児施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
4　子供の貧困対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第3章　子供が心豊かにたくましく育つ環境づくり
1　子育て家庭への経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
2　結婚、妊娠に関する相談・支援体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
3　安心して出産・子育てができる医療サービスや保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・50
4　仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
5　社会全体で子育てを支援する仕組みの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

第4章　計画の推進
1　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
2　計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

市町村別　幼児期の教育・保育のニーズ量及びその確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・72

用語集・・・88

はじめに

１　計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年度から 10 年間にわたり、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき、和歌山県次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、各種施策を推進しました。さらに平成 27（2015）年度からは、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、計画期間を平成 31 (2019) 年度までの５年間とした「紀州っ子健やかプラン」（以下「前計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体として、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進することを基本理念として取り組んできました。

また、市町村においても、同じく平成 27（2015）年度から５年間の子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子供の状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備するなど、県と市町村が連携して子育て支援を充実させてきたところです。

このたび、前計画が計画期間である５年間を経過するのに伴い、国の実施指針で示された優先課題や具体的施策を加味しつつ、平成 29（2017）年に策定した「和歌山県長期総合計画」にも掲げている「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を進めるため、出生数の減少、女性の就業率の上昇などの状況の変化や、関連する様々な施策の動向を踏まえた子育てに関する新しい計画を策定することとしました。

２　計画の性格及び位置付け

この計画は、次の（１）から（３）の計画として位置付けます。

（１）子ども・子育て支援法第 62 条第１項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」

（２）次世代育成支援対策推進法第９条の規定に基づく「行動計画」

（３）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」

また、平成 26 年６月 17 日付け雇児発第 617001 号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知にある「母子保健計画策定指針」第２の６に基づき、県の「母子保健計画」としても位置付けます。

なお、この計画は和歌山県長期総合計画の実施計画として、和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、紀の国障害者プラン、和歌山県子供・若者計画、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関係計画等との調和・連携を図り、実施していくものとします。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの５年間とします。

第１部　計画策定の背景と基本的方向

第１章　計画策定の背景

１　本県における子供や子育て環境の現状

（１）総人口の推移

和歌山県の総人口は、昭和 60（1985）年の 1,087,206 人をピークとして、平成 12（2000）年からは減少局面に入り、急速に人口減少が進んだ結果、平成 30（2018）年には 934,051 人となっています。

「年少人口（０～14 歳）」、「生産年齢人口（15～64 歳）」、「高齢人口（65 歳以上）」の構成比を全国と比較してみると、「年少人口」「生産年齢人口」の減少と「高齢人口」の増加が顕著にみられます。

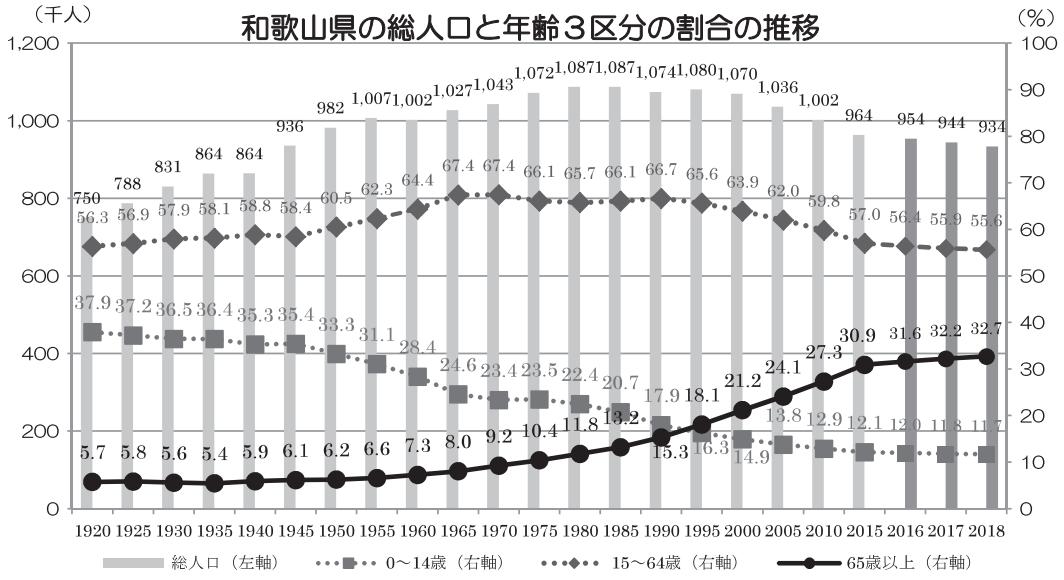

資料：総務省『国勢調査』，2016年以降は10月1日現在の人口推計

■年齢３区分別人口の推移

（単位：人）

区　分	平成２年（1990）	平成７年（1995）	平成 12 年（2000）	平成 17 年（2005）	平成 22 年（2010）	**平成 27 年（2015）**
0 ～14 歳	192,839	175,660	159,496	142,670	128,005	**116,412**
15～64 歳	716,161	709,092	683,805	642,428	594,573	**546,279**
65 歳以上	164,552	195,575	226,323	249,473	270,846	**296,239**
総人口	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	**963,579**

資料：総務省『国勢調査』

■年齢３区分別人口割合の全国との比較

（単位：％）

区分		平成７年（1995）	平成 12 年（2000）	平成 17 年（2005）	平成 22 年（2010）	**平成 27 年（2015）**
年少人口比率（0～14 歳）	和歌山県	16.3	14.9	13.8	12.9	**12.1**
	全国	15.9	14.6	13.8	13.2	**12.6**
生産年齢人口比率（15～64 歳）	和歌山県	65.6	63.9	62.1	59.8	**57.0**
	全国	69.4	67.9	66.0	63.8	**60.7**
高齢人口（65 歳以上）	和歌山県	18.1	21.2	24.1	27.3	**30.9**
	全国	14.5	17.3	20.2	23.0	**26.6**

資料：総務省『国勢調査』

（２）人口動態

ア　自然動態

平成 10（1998）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成 14（2002）年に初めて自然減が 1,000 人を超え、その後も減少傾向が加速して進み、平成 30（2018）年には 6,992 人の減少となっています。

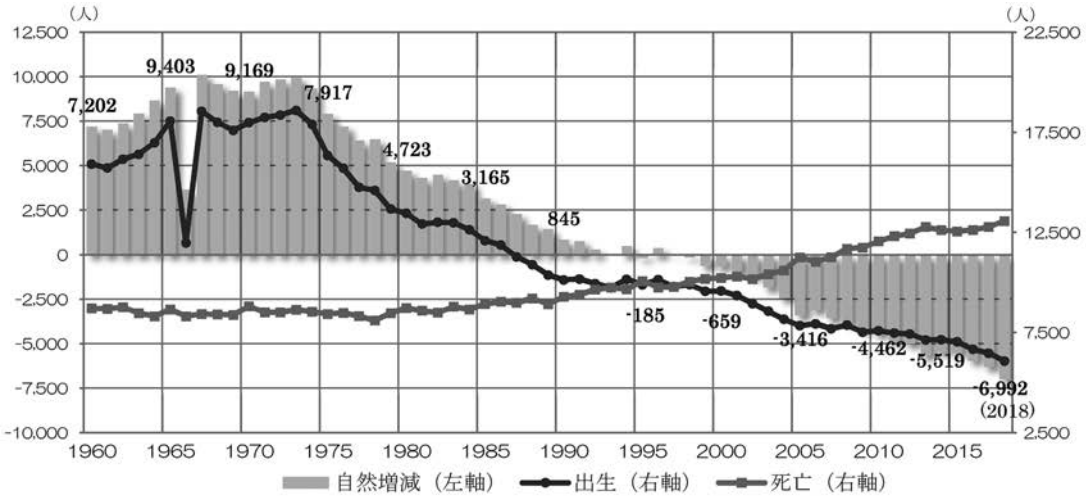

資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ　社会動態

第二次世界大戦後、全国的に地方から大都市圏への人口集中が進む中、本県においても若年層を中心に県外への人口流出が進みました。その後、一時的に転入超過となったものの、平成 8（1996）年から再び転出超過が続いています。

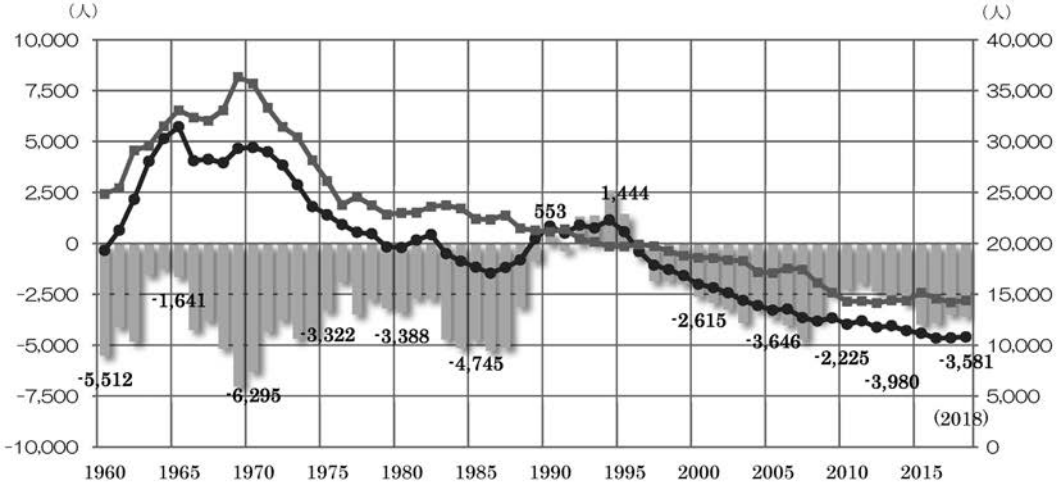

資料：総務省『住民基本台帳人口移動報告』（日本人移動者）

（３）出生の状況

ア　出生数

平成 30（2018）年の出生数は 6,070 人となり、昭和 40（1965）年の 18,054 人と比較すると１／３にまで激減しています。昭和 50（1975）年生まれ（※）が 40 歳になった平成 27（2015）年以降は、３年間で約 1,000 人減少するなど出生数の減少が加速しており、親世代の人口が少なくなるため、今後も出生数が減ることが見込まれます。

※昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年までに生まれたいわゆる「第二次ベビーブーム世代」の直後の年。

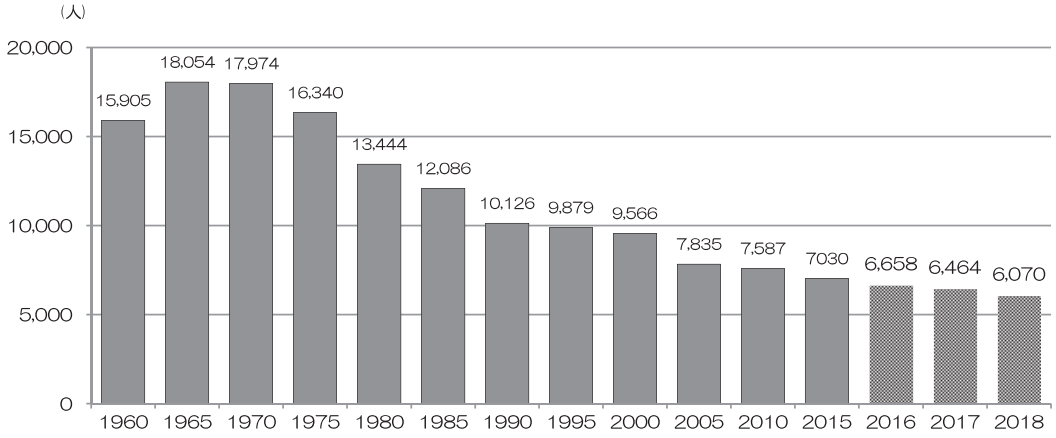

資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ　合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子供の数の推計値である合計特殊出生率は、平成 17（2005）年以降回復傾向にありますが、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

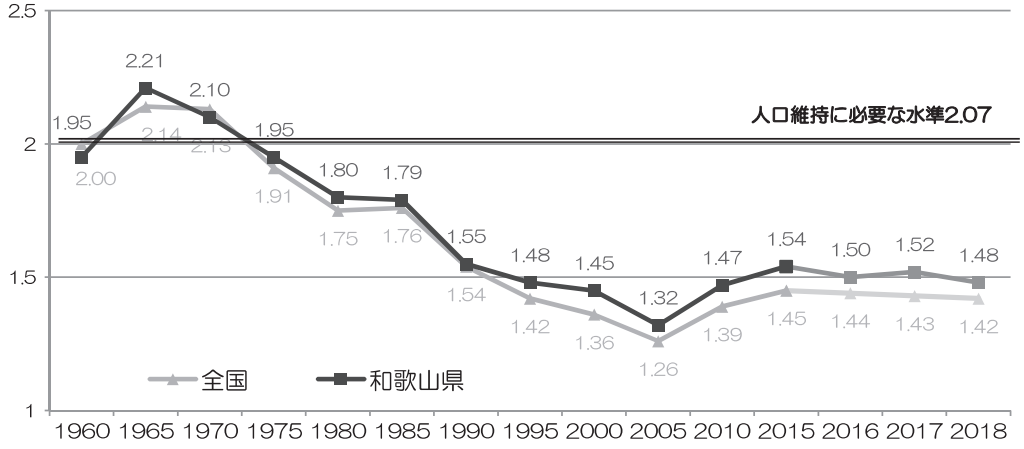

資料：厚生労働省『人口動態統計』

（４）婚姻の状況

ア　平均初婚年齢

男女とも全国平均は下回っていますが、平成 12（2000）年からの 18 年間で男性で 2.1 歳、女性で 2.4 歳上昇しています。

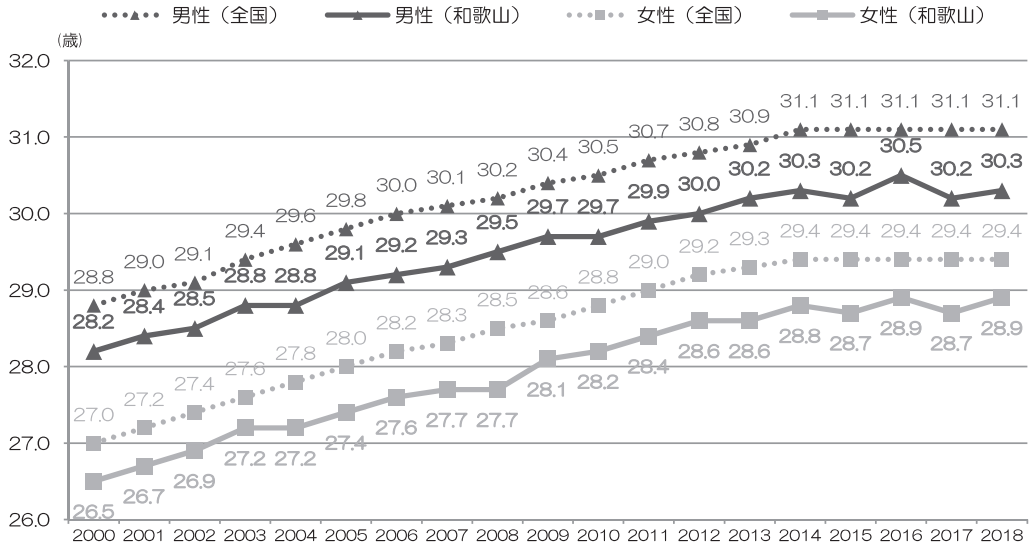

資料：厚生労働省『人口動態統計』

イ　初婚者の年齢別人数

平成 30（2018）年の初婚者の年齢別人数をみると、男女とも 20 代半ば～後半に結婚する人が多く、30 歳を超えてから結婚する人数は少なくなっています。

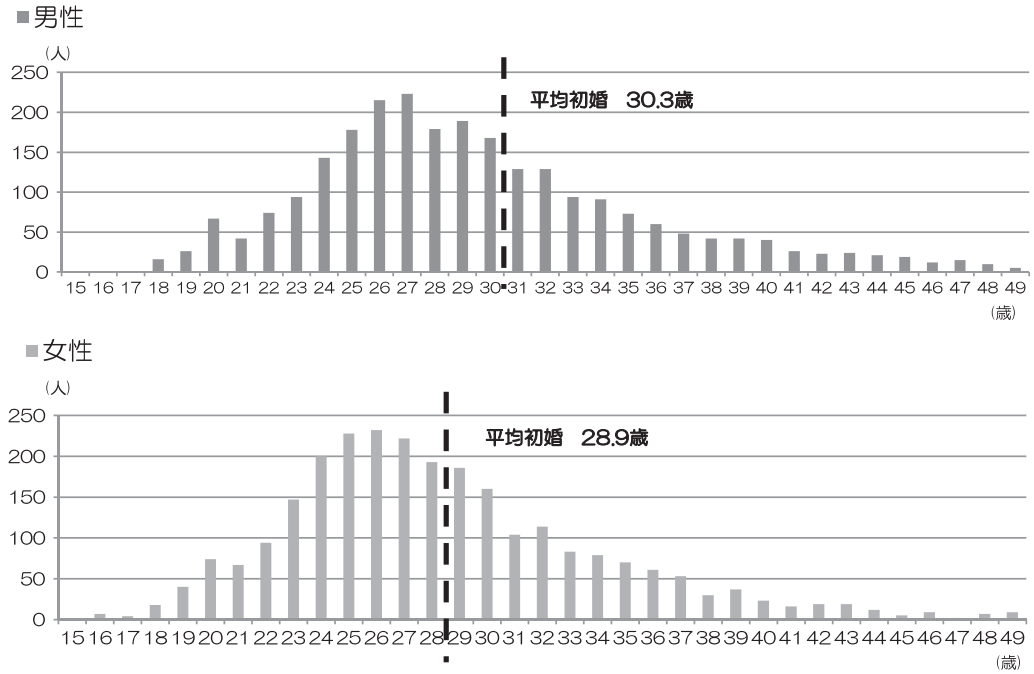

資料：厚生労働省『2018年人口動態統計』

ウ　年齢別未婚率の推移

男女とも、未婚率（一度も結婚していない人の割合）が上昇しており、35 歳～39 歳の未婚率は、30 年前と比較して男性で 20.9 ポイント、女性で 17.5 ポイント増えています。

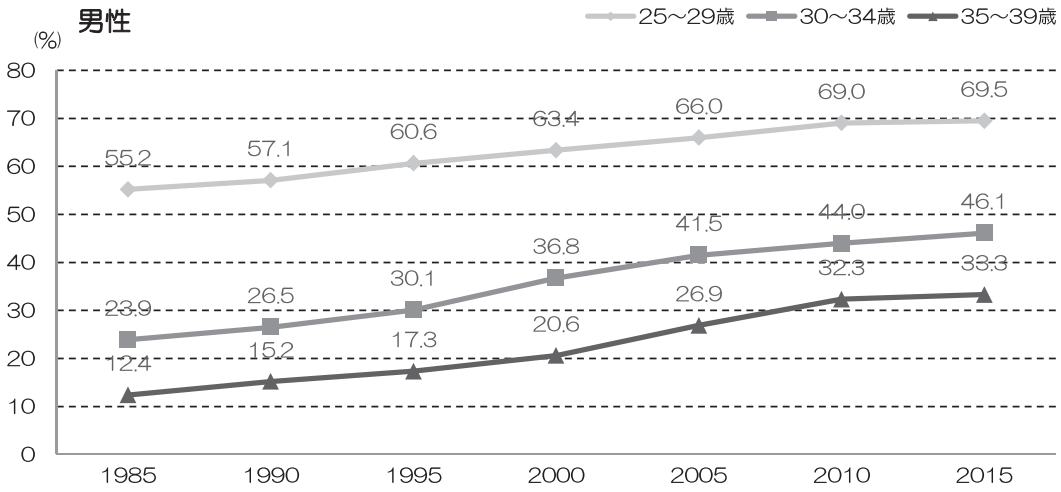

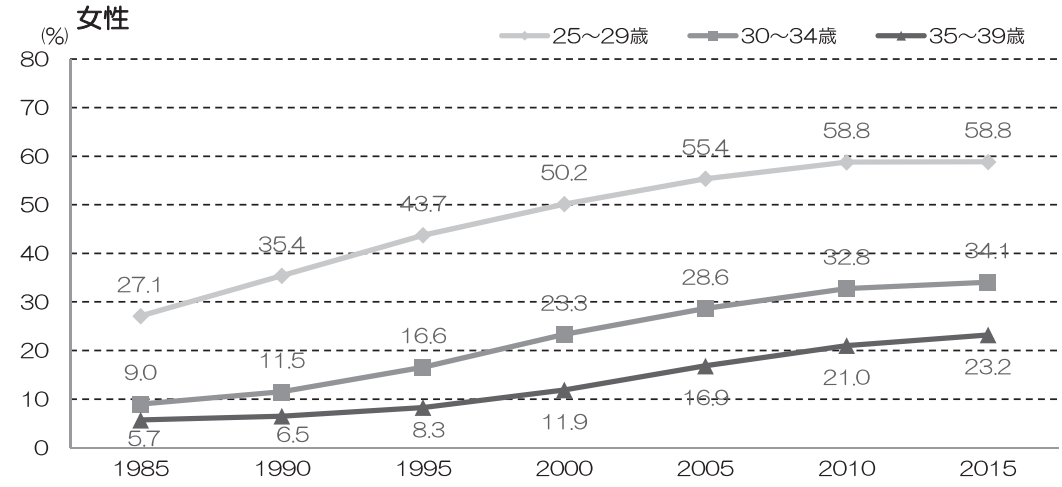

資料：総務省『国勢調査』

エ　離婚件数と離婚率の推移

本県の離婚件数は、昭和 37（1962）年以降緩やかな増加傾向にあり、特に平成元（1989）年以降は件数、率ともに急激に増加しましたが、平成 14（2002）年をピークに減少傾向になっています。

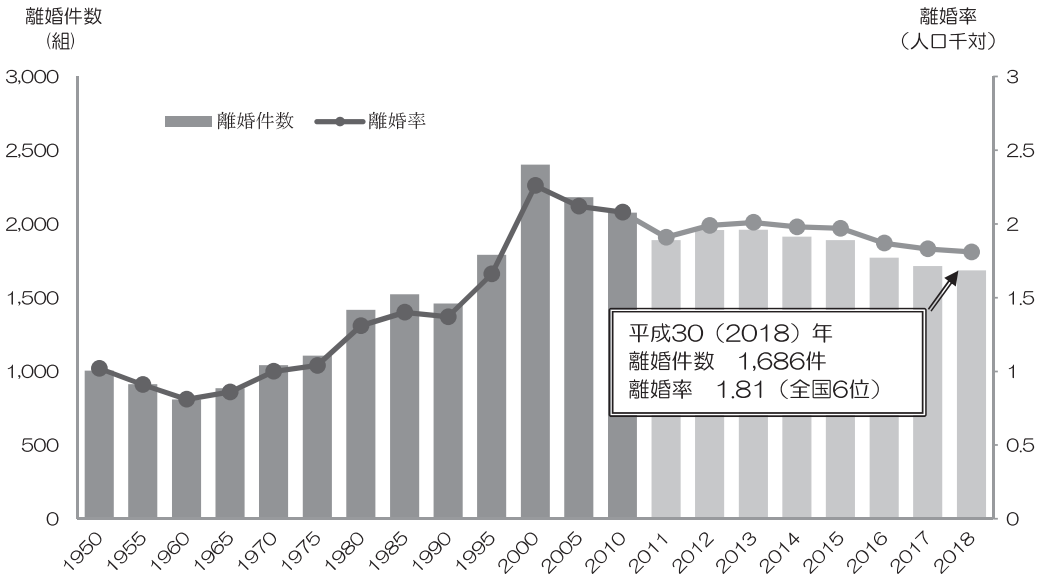

資料：厚生労働省『人口動態統計』

（５）労働関係の状況

ア　男女別労働人口の推移

労働力人口（就業者と完全失業者）は、高齢化の影響もあり男女とも減少傾向にありますが、労働力率（15 歳以上の人口のうち労働力人口の割合）は、男性が低下する一方で女性は上昇しています。

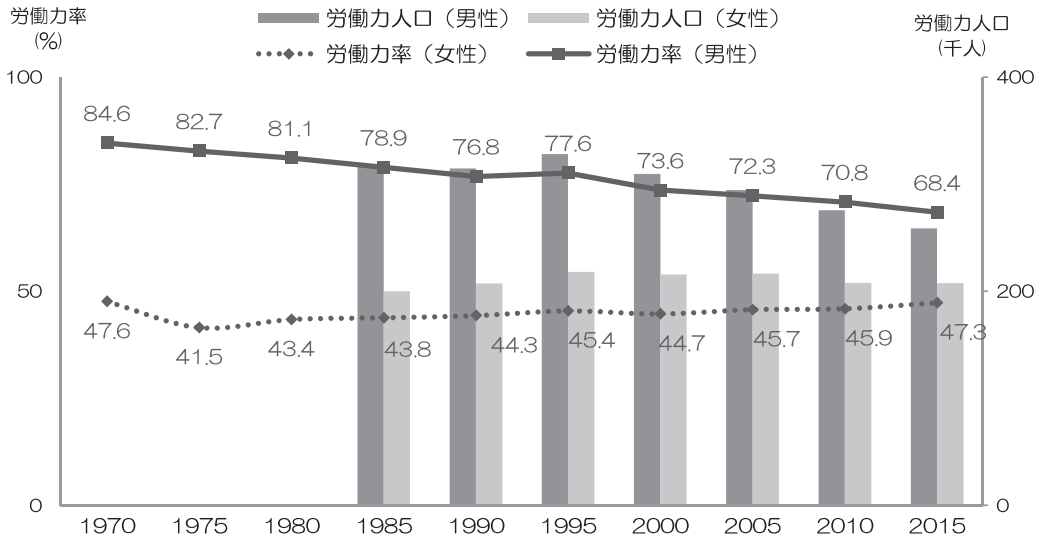

資料：総務省『国勢調査』

イ　女性の年齢階級別労働力の推移

昭和 50（1975）年から平成 27（2015）年までの推移をみると、M 字カーブの谷の部分は「25～29 歳」の層から「30～34 歳」に移行し、その後大幅に緩やかになってきています。

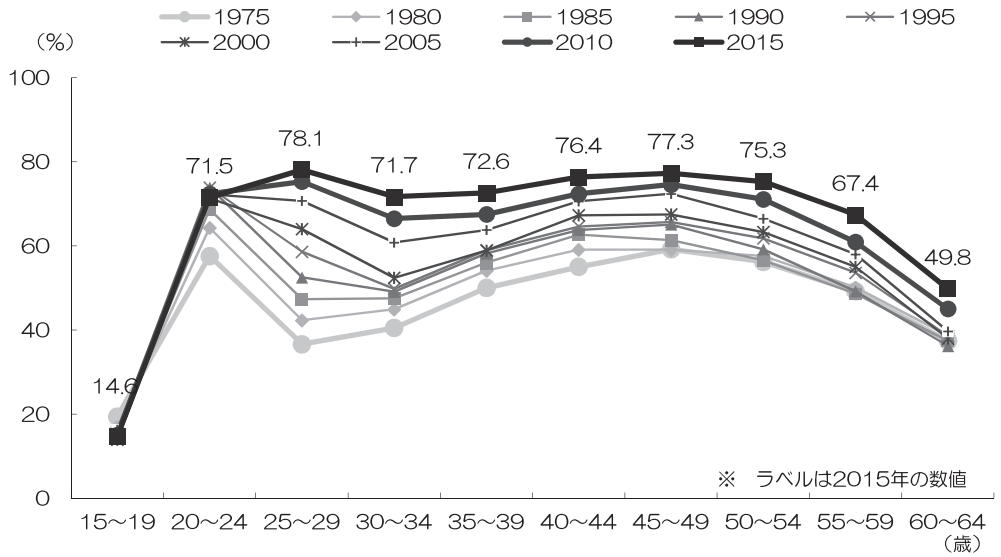

資料：総務省『国勢調査』

ウ　育児休業取得率の推移

男女ともに取得率は上昇しているものの、男女間で歴然とした差異があり、男性の育児休業取得率は依然として低い状況です。

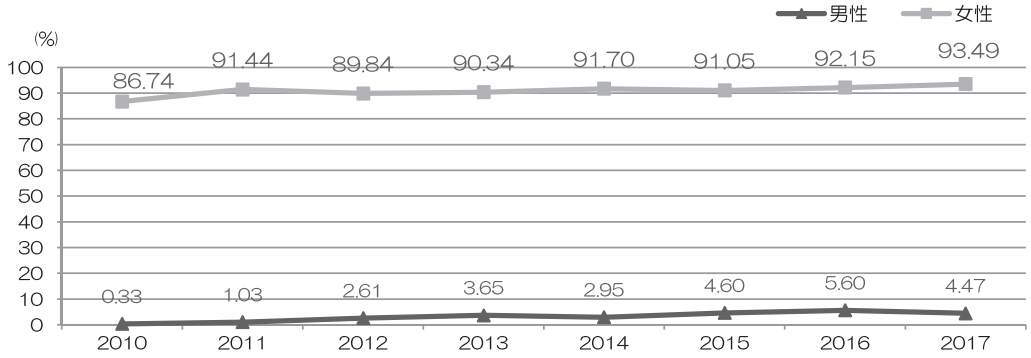

資料：県『和歌山県労働条件等実態調査』

（６）男性の家庭での家事・育児状況

日本は世界的にみて男性の家事・育児時間が少ない国ですが、都道府県別にみると、本県は最も少ない状況です。

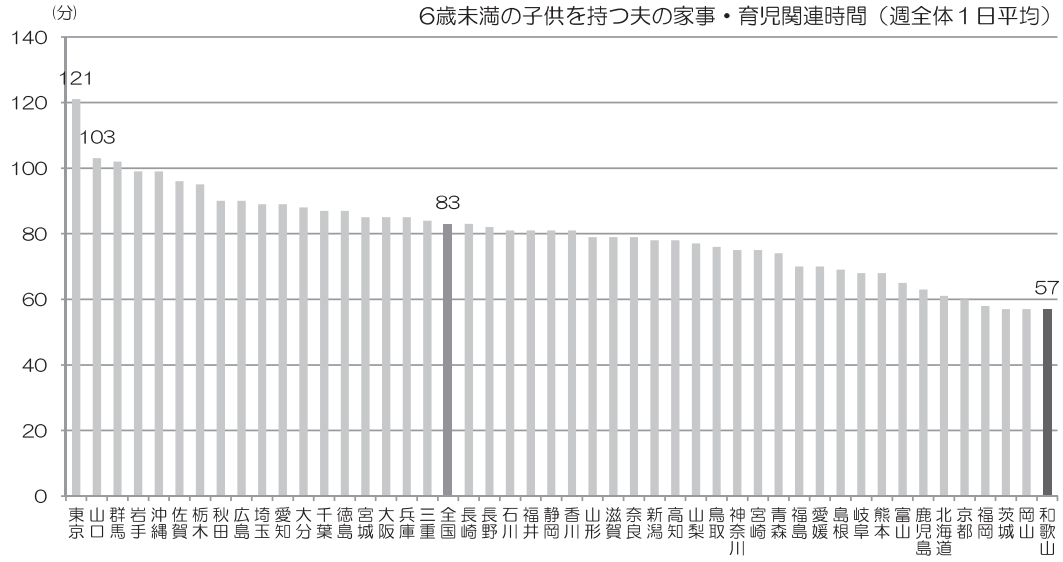

資料：総務省　平成28（2016）年度『社会生活基本調査』

（７）保育サービス等の利用状況

ア　保育所における３歳未満の低年齢児の受入状況の推移

３歳未満の低年齢児の保育ニーズが増加しており、保育所の受入人数を平成 29（2017）年度と平成 22（2010）年度で比較すると、人数では 1,955 人、割合では 36.9%増加しています。

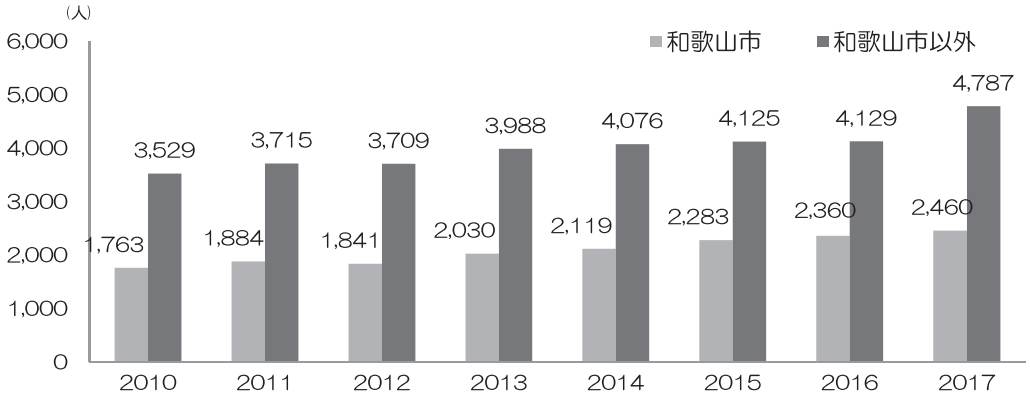

資料：厚生労働省『福祉行政報告例』

イ　保育所の待機児童数

本県では、３～５歳の待機児童はありませんが、３歳未満児について待機児童が出ています。受入体制の整備により平成 29（2017）年にはやや減少しましたが、依然として、特に年度途中に待機児童が出ている状況です。

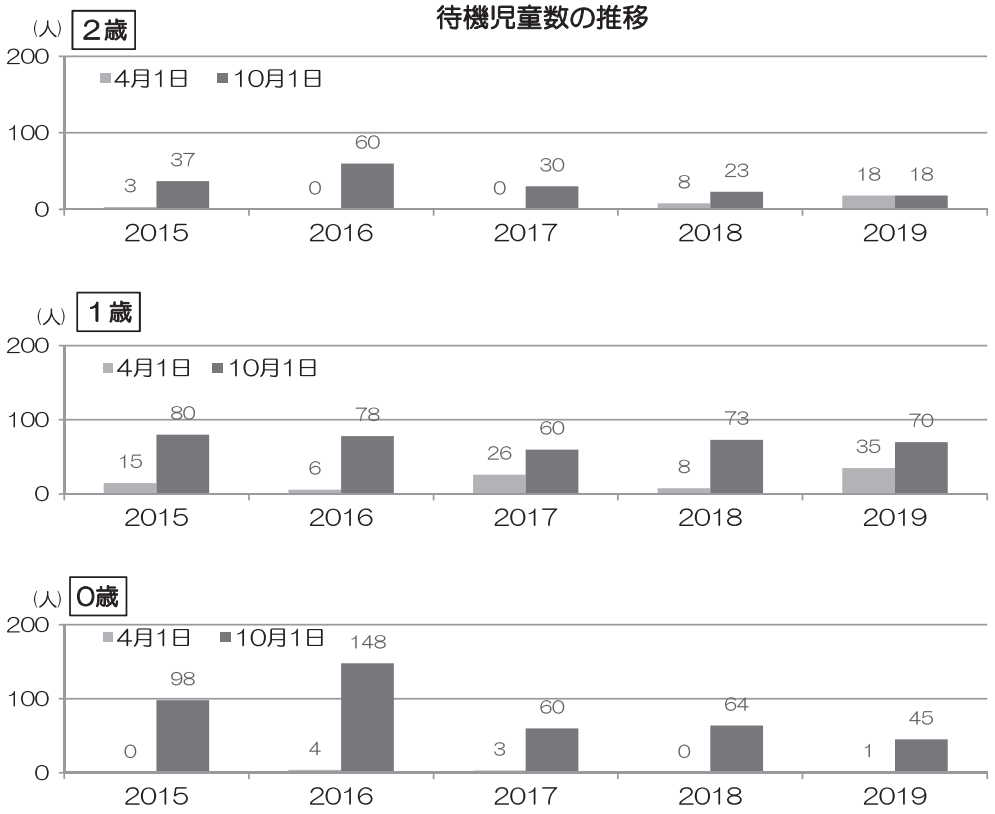

資料：県子ども未来課調べ

ウ　放課後児童クラブの実施状況

共働き世帯が増えたことで、小学生の保育ニーズが高まっており、本県においても、登録児童数が増加傾向にあります。受入体制の整備も進めているところですが、それ以上に希望者が増えてきており、待機児童も発生している状況です。

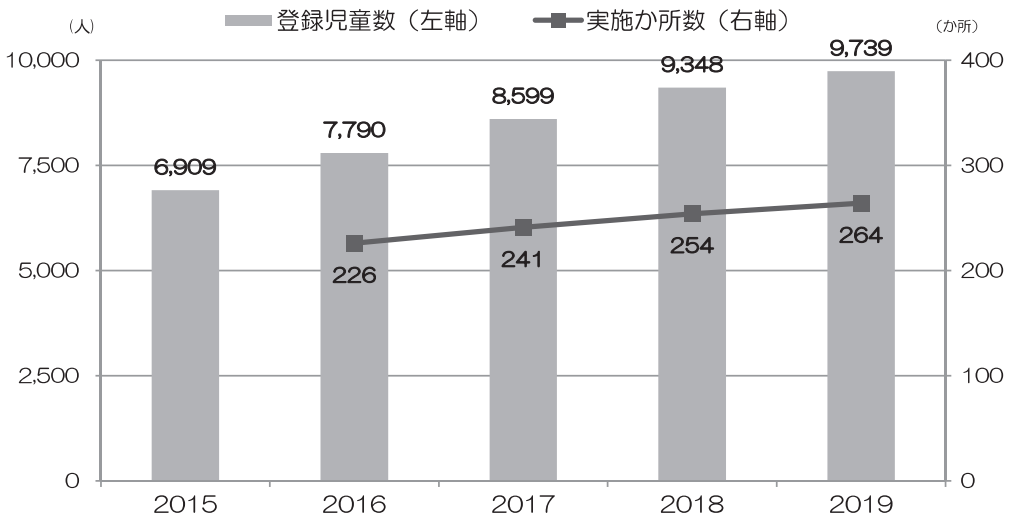

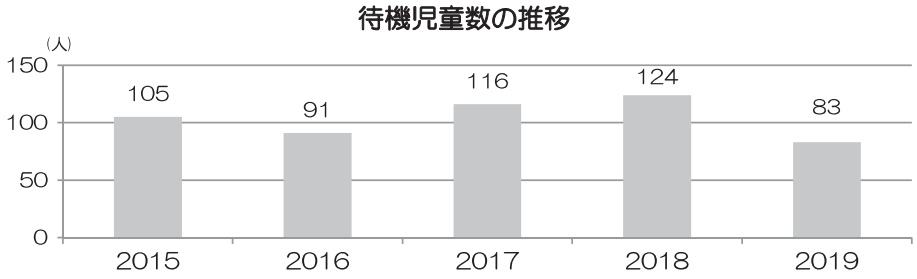

（８）子供をめぐる問題

ア　児童虐待の相談受付件数の推移

県内２か所の児童相談所に寄せられた虐待に関する相談受付件数は年々増加しており、平成 30（2018）年度には 1,328 件の相談がありました。

相談件数増加の背景として、核家族化が進行し、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化等が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、子供の虐待に対する地域住民の認識が高まったことも、相談件数の増加に繋がっていると考えられます。

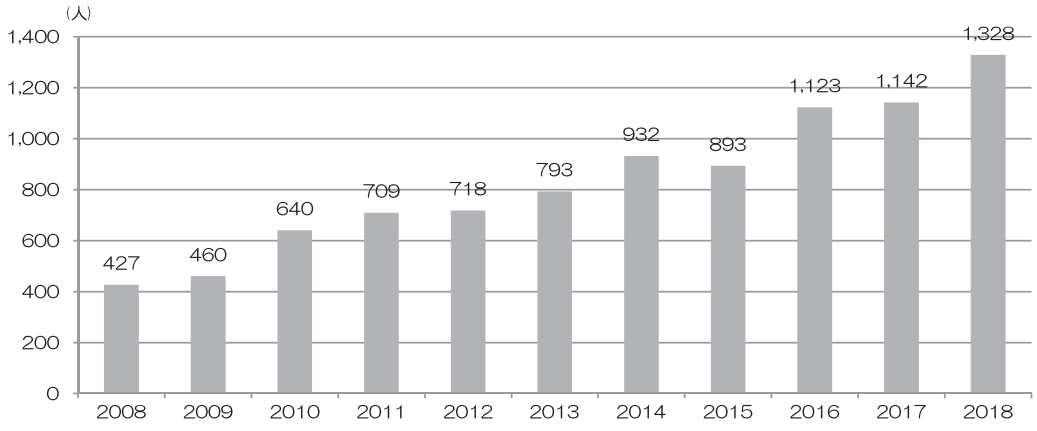

資料：県子ども未来課調べ

イ　里親委託率の推移

措置された子供たちが家庭的な養護環境で暮らしていくために、里親及びファミリーホームへの委託を進めています。里親委託率は増加していますが、措置された子供たち全体の約２割弱にとどまっている状況です。

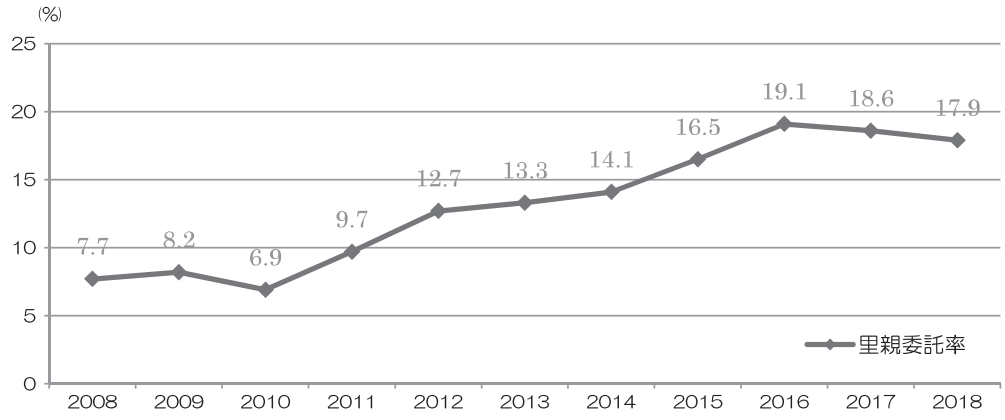

資料：県子ども未来課調べ

２．前計画の実施状況

子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の実施状況は次のとおりとなっています。各事業とも実施する市町村は増えていますが、目標数値に届かなかった事業もあるため、今後も、利用ニーズを考慮しつつ継続的に取り組んでいく必要があります。

		指標の内容	計画策定時	目標値	最終年度初め （平成 31 年 4 月現在）
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	実施市町村数	（新規）	19 市町	26 市町村
	地域子育て支援拠点	実施市町村数	26 市町	29 市町	28 市町
	妊婦健康診査	実施市町村数	30 市町村	30 市町村	30 市町村
	乳児家庭全戸訪問	実施市町村数	30 市町村	30 市町村	30 市町村
	養育支援訪問	実施市町村数	19 市町	30 市町村	25 市町
	子育て短期支援	実施市町村数	27 市町村	30 市町村	28 市町
	ファミリー・サポート・センター	実施市町村数 （圏域数）	10 市町村 （5 圏域）	14 市町村 （全 8 圏域）	14 市町 （7 圏域）
	一時預かり	実施市町村数	16 市町村	29 市町村	25 市町
	延長保育	実施市町村数	20 市町	29 市町	28 市町
	病児保育	実施市町村数 （圏域数）	13 市町村 （7 圏域）	23 市町村 （全８圏域）	17 市町 （7 圏域）
	放課後児童クラブ	実施市町村数 （か所数）	28 市町 （182 か所）	29 市町 （220 か所）	28 市町 （260 か所）

第２章　基本的方向

１　基本理念

本計画は、前計画の基本理念を継承し、すべての子供が自らの人権を大切にすることを知るとともに、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進していくことを基本理念とします。

２　基本的視点

◇　子供一人一人の人権を尊重する視点

すべての子供は命が守られ、子供自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる権利を有しています。また、子供は自分に関係のある事柄について自由に意見を表す権利も有しています。こうした子供の人権を尊重しつつ、子供の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

◇　すべての子供や子育て家庭を対象とする視点

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、すべての子供や子育て家庭を対象とします。

◇　社会全体で子育てを支援していく視点

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、すべての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指します。

◇　子供の健やかな発達を保障する視点

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえた上で、子供の育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。

◇　子供の成育過程にあわせた切れ目のない支援の視点

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て大人になるまで、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、子供や親を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく子供の成長を支える環境づくりを進めます。

◇　親育ちの過程を支援する視点

子供の育ちや子育てをめぐる状況が厳しい中で、負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加しています。本来、子育てとは、日々成長する子供の姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

◇　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点

家事や育児、地域との関わりなどは、子育て世帯を含め人々の暮らしに欠かせないものであり、仕事と生活が充実してこそ豊かさが実感できます。このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

◇　結婚・妊娠・出産・育児の希望を実現する支援の視点

希望する人が、結婚し、安心して子供を生み育てることができる社会を実現するため、結婚から、妊娠、出産、育児までの、切れ目のない支援を行います。

第２部　具体的施策の展開

第１章　教育・保育等の推進

１　区域の設定

本計画における教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を設定する単位となる区域（都道府県設定区域）の設定に当たっては、①保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、広域的な見地に基づく認可を行う余地がないこと、②市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育・保育の供給等の事業を実施することが望ましいこと、③保育所及び幼稚園の広域利用が必要な場合においても各市町村間で調整が行われていること、以上の３点を考慮し、引き続き１市町村１区域とします。

２　教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）各年度における教育・保育の量の見込み

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画に掲載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しました。その結果に基づいて算出した量の見込みを、「地方版子ども・子育て会議」での審議等を経て、最終的な量の見込みとしています。

本計画においては、県設定区域を各市町村区域として設定しているため、各市町村の計画における数値が、県が設定した区域ごとの数値となります。

（２）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定める「子育て安心プラン」に基づき、令和2（2020）年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域の教育・保育の量の見込み及び確保方策は、次ページのとおりです。

（※市町村ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容については、巻末に掲載）

＜用語説明＞

１号	３歳から５歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定（１号認定）を受けた子供 （利用先：幼稚園、認定こども園）
２号	３歳から５歳で、保育を必要とし、その認定（２号認定）を受けた子供 （利用先：保育所、認定こども園）
３号	０歳から２歳で、保育を必要とし、その認定（３号認定）を受けた子供 （利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等）
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園
離島その他の地域において特例保育を実施する施設	へき地保育所（児童福祉法第 39 条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される、児童を保育するための施設）
企業主導型保育施設の地域枠	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設等において、地域の子供を受け入れることができる人数

教育・保育の量の見込み及び確保方策

		令和２年度					令和３年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			教育ニーズ	その他	０歳	１～２歳		教育ニーズ	その他	０歳	１～２歳
①量の見込み				14,187					13,724		
		6,065	505	13,682	989	6,229	5,862	487	13,237	978	6,097
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）	6,615	193	15,058	1,249	6,448	6,623	189	14,932	1,288	6,460
	確認を受けない幼稚園	2,844	348	0	0	0	2,844	348	0	0	0
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）	0	0	27	45	180	0	0	27	45	179
	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	6	0	196	0	70	6	0	194	0	69
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	18	43	0	0	8	18	43
②－①		3,400	36	1,607	323	512	3,611	50	1,924	373	654

		令和４年度					令和５年度				
		１号	２号		３号		１号	２号		３号	
			教育ニーズ	その他	０歳	１～２歳		教育ニーズ	その他	０歳	１～２歳
①量の見込み				13,216					12,938		
		5,566	472	12,744	971	6,057	5,409	462	12,476	961	5,953
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）	6,613	179	14,776	1,277	6,456	6,598	175	14,696	1,272	6,421
	確認を受けない幼稚園	2,844	348	0	0	0	2,844	348	0	0	0
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）	0	0	27	45	177	0	0	27	45	177
	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	6	0	186	0	67	6	0	186	0	67
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	18	43	0	0	8	18	43
②－①		3,897	55	2,253	369	686	4,039	61	2,441	374	755

		令和６年度				
		１号	２号		３号	
			教育ニーズ	その他	０歳	１～２歳
①量の見込み				12,707		
		5,239	455	12,252	948	5,843
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）	6,565	170	14,681	1,267	6,396
	確認を受けない幼稚園	2,844	348	0	0	0
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）	0	0	27	45	177
	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	6	0	186	0	67
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	8	18	43
②－①		4,176	63	2,650	382	840

３　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（１）認定こども園の普及に係る考え方

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園について、地域の実情やニーズに応じ新設や移行を行う市町村及び施設に対し、必要な助言等を行います。

（２）県設定区域ごとにおける計画期間内の認定こども園の目標設置数及び設置時期

区域名	現状 （平成31年4月時点）	計画期間内の目標設置数	設置時期
和歌山市	24	7	令和６年度
海南市	4	0	
橋本市	8	2	令和３年度 令和６年度
有田市	0	0	
御坊市	0	0	
田辺市	2	1	令和３年度
新宮市	2	5	令和３年度
紀の川市	3	0	
岩出市	2	0	
紀美野町	1	1	令和２年度
かつらぎ町	2	0	
九度山町	0	0	
高野町	1	0	
湯浅町	1	1	令和３年度
広川町	0	0	
有田川町	0	0	
美浜町	1	0	
日高町	0	0	
由良町	1	0	
印南町	1	0	
みなべ町	1	1	令和４年度
日高川町	0	0	
白浜町	0	0	
上富田町	0	0	
すさみ町	0	0	
那智勝浦町	1	0	
太地町	1	0	
古座川町	0	0	
北山村	0	0	
串本町	3	0	
合　計	59	18	

（３）幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

引き続き子ども・子育て支援新制度に関する窓口を設置し、幼稚園及び保育所から認定こども園に移行するに当たって必要となる手続や利用可能な補助制度等についての助言を行います。

（４）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。

地域型保育事業を利用する子供については、原則として満３歳までしか利用できないため、満３歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

（５）幼児期の教育と小学校教育の連携・円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園の保育者と小学校教員が会する研修会を実施するとともに、地域の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員同士の交流・意見交換や子供同士の交流活動等、幼小の交流・連携を推進し、幼児教育と小学校教育の特性や違い等、相互理解を促進します。

また、接続期のカリキュラムの編成・実施について学ぶ機会を設け、各園・所及び小学校において、子供の発達や学びの連続性を踏まえた指導が充実するよう、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

４　市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が実施主体となって、以下の「地域子ども・子育て支援事業」（法定13事業）が行われます。県は、これらの事業を実施する市町村を支援するとともに、事業実施に向けての市町村への助言や、市町村単位での実施が困難な場合は広域化による実施の調整を行うなどにより、事業の実施促進を図ります。

目標数値については、市町村による実施目標を基本に設定したほか、他の計画で目標が設定されているものについては、その数値を用いています。また、当該事業にかかる国の補助金を受けずに実施している場合も含んでいます。

（１）利用者支援事業

子供や保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
子育て世代包括支援センター設置市町村数	26	令和６年度	30

（２）地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
地域子育て支援拠点設置市町村数	28	令和６年度	29

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
公費助成を１４回実施する市町村数	30	令和６年度	30 ［全市町村継続］

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
乳幼児家庭全戸訪問実施市町村数	30	令和６年度	30 ［全市町村継続］

（5）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
養育支援訪問実施市町村数	25	令和６年度	30

（6）子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
子育て短期支援実施市町村数	28	令和６年度	30

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
子育て援助活動支援実施市町村数【圏域数】	14 ［7圏域］	令和６年度	全圏域の 広域利用促進

※圏域　和歌山市及び振興局単位の区域

（8）一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
一時預かり実施市町村数	25	令和６年度	29

（9）延長保育事業

保育認定を受けた子供について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
延長保育実施市町村数	28	令和６年度	29

（１０）病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
病児保育実施市町村数 [圏域数]	17 ［7圏域］	令和６年度	全圏域の 広域利用促進

※圏域　和歌山市及び振興局単位の区域

（１１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

指標等	現状（平成31年4月）	目標年度	目標数値
放課後児童クラブを活用できる小学校区	88.74%	令和６年度	全小学校区

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において、実費徴収を行うことができるとされている①食事の提供に要する費用、②日用品・文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

５　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質向上のための措置

（１）特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保

人材の確保については、保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。また、保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

なお、幼保連携型認定こども園に従事する「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を引き続き支援します。

教育・保育を行う者の必要見込み人数

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育教諭	1,131	1,166	1,141	1,119	1,094
保育士	2,353	2,234	2,173	2,133	2,096
幼稚園教諭	360	343	324	318	310
保育従事者 ※1	53	55	52	50	48

※　教育・保育の量の見込みに対し確保方策に余裕があるため、教育・保育の量の見込みの人数をカバーする最低限の必要見込み人数を常勤換算で算出

※1　保育従事者については、小規模保育事業における保育従事者を算出

上記必要見込み数については、教育・保育の量の見込みに基づいて算定していますが、各年度における実際のニーズの変動、制度変更、地域偏在などにより、保育士が不足したり、業務がひっ迫するする場合は、柔軟に確保に取り組みます。また、医療的ケア児を受け入れる際に看護師等の配置を支援するなど、必要な人員体制の確保を行います。

（２）特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園、公・私立の種別や地域の枠組みを超えて情報の共有を図り、施設間の横の連携や小学校教育との縦の連携・接続の視点も含め、質の高い教育・保育の提供を担う人材の育成に努めていきます。

ア　幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修

a　幼稚園・保育所・認定こども園の現状や今日的課題に応じた研修の提供等、研修内容を充実します。
b　研修対象者の職務や経験に応じた、幼稚園、幼保連携型認定こども園の法定研修を実施します。
c　各市町村での幼保合同研修を推進します。

イ　各施設への訪問指導など

a　幼児教育に係る専門的な知見を有する幼児教育アドバイザーが各施設を訪問し、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出す環境構成や、保育者の役割等について指導・助言を行います。
b　参考となる事例を掲載した冊子を作成し、その普及・啓発を行います。
c　教育・保育にかかる全体的な計画や指導計画の作成について支援します。
d　設定した目標や計画の達成状況や取組の適切さを確認する自己評価、関係者評価、第三者評価等の実施

を促進し、カリキュラム・マネジメントによる質の向上を図ります。

ウ　保育士のキャリアアップ研修

保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、リーダー的職員となるために必要な専門性の向上を図るための研修を開催します。

（3）地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

ア　放課後児童クラブ認定資格研修

放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得するための研修を開催します。

イ　子育て支援員研修

放課後児童クラブの補助員や一時預かり事業の従事者、地域子育て支援拠点事業の専任職員など、子育ての担い手となるために必要な知識を習得するための研修を実施します。

ウ　放課後児童支援員の支援コーディネーター

放課後児童クラブ従事者の安定的確保を図るため、就職あっせん、求職情報の提供等を行うコーディネーターを配置します。

（4）人権保育・教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは極めて重要です。このため、県同和保育基本方針に基づいて取り組んできた同和保育の成果を踏まえ、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育・教育を推進していきます。

保育所及び幼稚園等の職員は、人権保育・教育の推進のため、同和問題・障害児（者）・外国人・児童虐待などの人権問題について、正しい理解と認識を深めることが重要です。このため、人権研修や日々の保育・教育活動を通じて職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な知識と指導力を持った人材の確保に努めます。

保育所及び幼稚園等における保育・教育は、家庭との連続性に留意して行われるべきであり、家庭の環境や地域の実態を十分に考慮しながら、子供の状況に応じた保育・教育実践の課題を明確にして行う必要があります。このため、保護者や学校などの地域の関係機関をはじめ、住民が一体となった保育・教育の推進に努めます。

（5）国際化への対応

国際化の進展に伴い外国につながる幼児の増加が見込まれるため、当該幼児や保護者が円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、教育・保育施設等で保育を行う者を対象に、在住外国人への支援に関する知識や活用できる地域資源を知るための研修を実施します。

（6）働きやすい職場環境づくり

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事している方に継続して従事していただけるよう、処遇の改善やＩＣＴの活用等による負担軽減に引き続き取り組むとともに、事業者や保護者の理解も得ながら、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した働きやすい職場環境の整備に取り組んでいきます。

６　市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われているなど、必要な場合には、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村間での調整が整わない場合、関係市町村からの依頼に応じて広域調整（市町村間の調整）を行います。

７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の運営状況について市町村との情報共有を行います。また、都道府県における児童福祉法等に基づく指導監査・立入調査については、必要に応じて、市町村における特定子ども・子育て支援施設等への指導監査と合同で実施することとし、特に子供の生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。

８　教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法において、特定教育・保育提供者は、その提供する教育・保育に係る情報（教育・保育の内容、教育・保育を提供する施設、事業者の運営状況）を、知事に報告することとされています。

子供の保護者が特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を適切かつ円滑に利用できるようにするため、県は、これらの情報を県ホームページに掲載することなどにより、公表することとします。

第２章　困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

１　児童虐待への対応強化と要保護児童への支援

（１）児童虐待の発生予防

現状と課題

平成 30（2018）年度に県の児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察 453 件（34.1%）、次に市町村 198 件（14.9%）、次いで近隣・知人 153 件（11.5%）となっています。

家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告については、平成 19（2007）年度の 21 件（4.2%）から増えてきており、これまで実施してきた児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等についての広報・啓発による効果が出ていると考えられます。

一方で、国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告（以下「検証委員会報告」という。）では、平成 28（2016）年度の虐待による死亡事例（心中以外）は 49 例（49 人）で、そのうち０歳児の割合が 65.3%（32 人）と最も高くなっています。

死亡事例（心中以外）のうち 75.5%について、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったとされていることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

また、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

さらに、検証委員会報告によると、実母の抱える問題としては、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が 49.0%（24 人）、「妊婦健診未受診」が 46.9%（23 人）と高い割合を占めています。児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。

今後の取組

ア　子育て家庭に身近な地域において、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの支援体制や児童や保護者の相談体制を充実します。

イ　市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習、望まない妊娠を防ぐための予防教育などを推進します。

ウ　体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、児童福祉法等の改正も踏まえ、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等の教育資材を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。

エ　子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。

オ　発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。

カ　広報誌、マスメディア等を活用した広報啓発、児童や保護者、教育、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修などを実施し、児童虐待防止に向けた県民意識を醸成します。

キ　母子健康手帳の発行、新生児訪問、乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
地域子育て支援拠点〈再掲〉	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点を設置する市町村を支援します。	子ども未来課
子育て世代包括支援センター〈再掲〉	子育て世代のニーズに対応した、きめ細やかで総合的な相談支援をワンストップで行う窓口を設置する市町村を支援します。	子ども未来課 健康推進課
子どもと家庭のテレフォン 110 番	育児や子供の発達に心配・悩みをお待ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24 時間 365 日体制で対応します。	子ども未来課
児童相談所全国共通ダイヤル 189	育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子供を見つけた時など、近くの児童相談所につながります。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
地域子育て支援拠点設置市町村数〈再掲〉	28 （平成 31 年４月）	令和６年度	29

（２）早期発見・早期対応

現状と課題

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。

また、児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。また、県と市町村とは、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人員体制の強化に努めるなど、児童相談所及び市町村の体制を充実することが必要です。

なお、平成28（2016）年度の児童福祉法改正により、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する家庭や妊婦等を把握した場合は、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童相談所や市町村に情報を提供できるとされました。

今後の取組

ア　市町村における乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、未就園児等全戸訪問事業の実施を促進します。

イ　支援をする児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識向上を図るとともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。

ウ　学校、保育所、認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。また、警察とも連携し、児童虐待の潜在性を念頭においた情報の収集に努め、児童の安全確保を最優先に対応します。

エ　関係機関の協力を得て、通告をうけてから48時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。また、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。

オ　市町村の要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。

カ　児童とその家庭、妊産婦に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点の整備を図ります。

キ　児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実に行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
乳児全戸家庭訪問〈再掲〉	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。	子ども未来課
養育支援訪問〈再掲〉	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う市町村を支援します。	子ども未来課
市町村保健師等への研修会開催	助産師や市町村保健師等母子保健分野に携わる関係者への専門性の向上を図るための研修会を行います。	健康推進課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
子ども家庭総合支援拠点を整備した市町村数	2	令和６年度	30 （全市町村）
養育支援訪問実施市町村数〈再掲〉	25 （平成31年４月）	令和６年度	30

（３）社会的養護の充実

現状と課題

児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約５％の児童が里親や児童養護施設等で生活しています。できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、原則として里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を優先するとともに、施設での養育もできる限り家庭的な環境で行えるように、小規模化等を進める必要があります。

児童養護施設等で生活している児童は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった児童であることから、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送れるよう、児童養護施設等での虐待防止対策を徹底する必要があります。

今後の取組

ア　里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。また、里親委託にあたっての調整、里親家庭への訪問指導等の支援をおこなう里親支援機関の拡充や、里親支援専門相談員の配置を促進します。

イ　未委託里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業を実施するとともに、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門里親の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。

ウ　一定人数（５～６人程度）の児童の養育を行うファミリーホームの設置を促進するとともに、その質の向上に取り組みます。

エ　児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。

オ　里親やファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。また、児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」の活用や児童養護施設等での取組（児童への啓発や職員向け教育等）を促進します。

カ　児童養護施設等に義務付けられている３年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、児童養護施設等の支援体制の充実を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
里親支援機関の委託	里親委託の推進と里親に対する支援を総合的に推進するため、民間機関に業務を委託します。	子ども未来課
児童福祉施設措置費	児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の運営費（専門職員配置加算を含む）や里親措置費等を負担します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
里親委託率	17.9%	令和６年度	31.5%
里親支援機関実施数（A型）	２か所	令和６年度	３か所

（４）家族の再統合、自立への支援

現状と課題

児童虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待を行った保護者に対する家族の再統合に向けた支援を行うことが求められています。児童が家庭に復帰した後、良好な家庭環境で生活を送っていくためには、児童と保護者に対する継続した支援、地域での市町村、関係機関等による見守りが必要です。

家族の再統合について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われないことがあるなど、支援の際の関係機関の連携が不十分になることがあります。また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースが見られる場合があります。そうした状況にならないよう、家族の再統合については、関係機関が十分協議し、第三者による意見を参考にするなど、適切な対応が必要です。

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられず、社会の中で生活していかなくてはならない場合があります。

社会的養護の下で育った児童も、他の児童達とともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように、生活の援助や自立に向けた支援が必要です。

今後の取組

ア　里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、家族の再統合に向けた保護者に対する支援を行います。

イ　保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養育力向上のための取組を推進します。

ウ　児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。

エ　児童養護施設分園型自活訓練事業の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。

オ　児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。

カ　自立援助ホームにおいて、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。

キ　児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。

ク　児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童家庭支援センター運営	地域に開かれた子育て支援の拠点として、子供や家庭等からの相談への対応、支援等を行う児童家庭支援センターの運営を委託します。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課
身元保証人確保対策	施設を退所した子供等が就職やアパート等を賃貸する際に施設長が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を支援します。	子ども未来課
要保護児童対策等推進	社会的養護の推進を図るため、児童養護施設の退所者等に対するアフターケアを実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
親支援プログラムを実施する児童相談所	２か所 （紀北・紀南）	令和６年度	継続して毎年開催
児童家庭支援センター設置数	１か所	令和６年度	３か所

（５）人材の育成

現状と課題

児童相談所には児童福祉司が配置されており、児童虐待等の児童福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行っています。児童相談所には様々な法的権限が与えられており、児童の安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っています。

市町村は、児童福祉法により児童虐待等をはじめとする児童家庭相談が業務と位置づけられており、事務を適切に行うために必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上に取り組まなければなりません。また、乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の調整等、地域において、児童虐待防止のための重要な役割を担っています。

児童相談所や市町村の職員においては、児童虐待に適切に対応できるように、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達の理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。

地域における児童虐待に対する取組を推進するためには、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関における人材の育成や専門性の向上、地域住民に対する知識の普及等に取り組む必要があります。

今後の取組

ア　児童相談所の援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員（スーパーバイザー）まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取

得に取り組みます。

イ　市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。また、市町村職員の児童相談所への受入れを行います。

ウ　学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会等への講師派遣を行います。

エ　虐待相談の増加に対応するため、児童福祉法等の改正なども踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員など体制を整備します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
市町村の専門性の強化	市町村の専門性を強化するため、義務研修に加え、相談技術向上のための研修を実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
市町村の専門性を強化する独自研修の実施	１回	令和６年度	継続して毎年開催

2　困難を抱えるひとり親家庭の自立支援

（1）就業支援策の充実

現状と課題

県内のひとり親家庭の世帯数は、平成 27（2015）年の国勢調査によると 12,037 世帯で、５年前の国勢調査と比べると 597 世帯減少しています。この内、母子世帯数（他の世帯員のいる世帯を含む。）は 10,422 世帯、父子世帯（同）は 1,615 世帯、この内、母親と子供のみの世帯は 7,544 世帯、父親と子供のみの世帯は 780 世帯となっています。

今回の計画策定に際しては、ひとり親家庭等の生活や仕事の状況、ニーズを把握するため、平成 30（2018）年 8 月に「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

和歌山県内の児童扶養手当の受給者数は、平成 14（2002）年度以降増加傾向にあり、平成 22（2010）年 8 月に父子家庭も対象となったこと等により、平成 22（2010）年度は 11,590 人と最も多くなりましたが、翌年度からは一転減少傾向にあり、平成 30（2018）年度末の受給者数は 10,689 人となっています。

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活をしていく上で心理的・経済的な負担があり、特に、ひとり親家庭となる前に就業していなかった方が、ひとり親となった時には収入がなく、生活をしていく上で経済的に大きな負担があります。とりわけ、母子家庭においては、ひとり親家庭になる前の就業者の割合が 61.8％と低く、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により退職したこと等により、再就職をすることが難しいことが多くあります。また、就業している場合も、パートやアルバイト等不安定な就労形態が 40.6％となっており、年間収入も 200 万円未満が 46.6％を占め、約半数が低い収入水準にとどまっています。

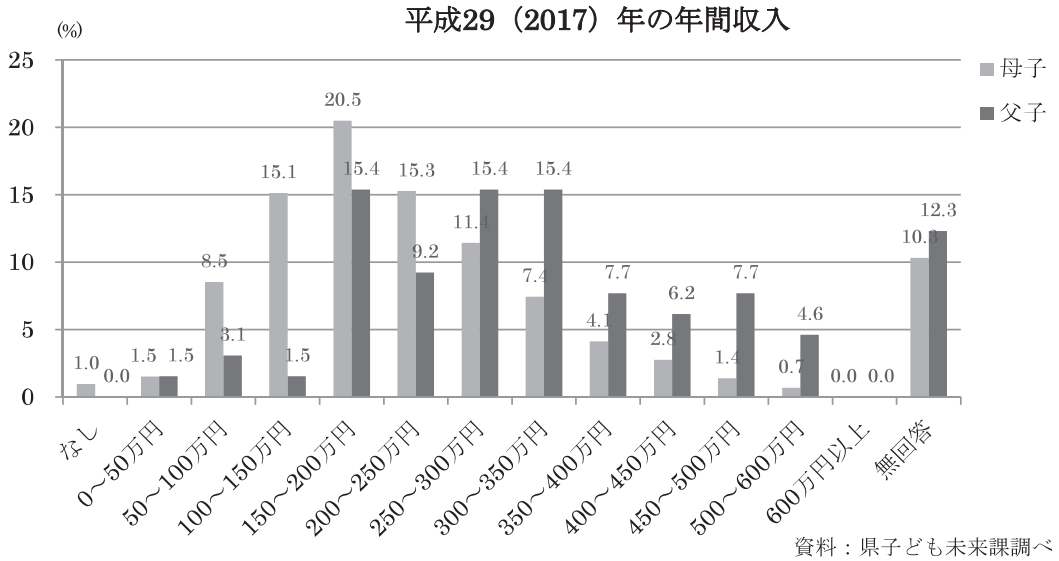

資料：県子ども未来課調べ

一方、父子家庭の父については、ひとり親家庭となる前から就業している割合が 100％で、母子家庭に比べ経済的な負担はそれほど高くありませんが、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があるため、大き

な負担となっています。

なお、ひとり親家庭の就業形態は、母子家庭では正規雇用が 43.2%、パート等の非正規雇用が 40.6%であり、非正規雇用が正規雇用を上回っていた５年前に比べて改善傾向にありますが、依然として約４割が非正規雇用となっています。父子家庭では正規雇用が 52.3%となっており、次いで自営業が 30.8%となっています。

母子家庭の母の仕事の職種は、事務職員が 26.8%と最も多く、次いでサービス業（理・美容師、介護職員、飲食店等接客等）の 21.0%となっています。

また、父子家庭の父では建設業等従事者が最も多く 22.7%となっています。

ひとり親家庭の母、父が今後取得したい資格は、ワープロやパソコンに関するものが最も多く、母子家庭で 16.8%、父子家庭で 20.4%となっています。

今後の取組

ア　ひとり親家庭の親が安定した収入を得て、自立した生活が送ることができるようになるために、資格取得による有利な就職を促進します。具体的には就業支援講習会の開催や、看護師資格等の取得を促進する高等職業訓練促進給付金制度の実施と、県の広報誌やテレビ、ラジオ等により活用を推進します。

イ　従来から実施している就業相談、就業支援講習会事業受講者に対し、継続的な支援を行います。

ウ　ひとり親家庭見守り支援員を配置し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の自立を支援するため、ハローワーク等との連携による就職支援や、職業能力開発や資格取得のためのきめ細やかな助言等の支援を行います。

エ　就業に結びつきやすい技能の修得を支援するため、教育訓練講座を受講した方に経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を支給します。

オ　母子寡婦福祉団体、ＮＰＯ等との連携を一層強化します。

カ　ひとり親家庭の自立を促進するため、養育支援と相談体制の強化を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
母子家庭等就業・自立支援	ひとり親家庭等に対する就業相談、就業支援講習会の実施及び受講者に対するアフターフォローを行います。	子ども未来課
見守り支援	ひとり親家庭見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための自立支援プログラムを無料で策定します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金	就職に有利な資格を取得するために養成機関に通学している場合に一定の給付金を支給します。	子ども未来課

（２）子育て・生活支援策の充実

現状と課題

ひとり親家庭が扶養する子供の状況は、母子家庭、父子家庭とも小学生から高校生の子供を扶養している割合が高く、就学前の子供を扶養している割合は母子家庭で全体の約 25%、父子家庭で約６%となっています。

〔母子家庭の子供（20 歳未満）の数〕

母子家庭では、扶養している子供が小学生の世帯は約 40%となっており、高校生、中学生の順になっています。また、就学前の子供がいる世帯は、全体の約 25%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（母子家庭）

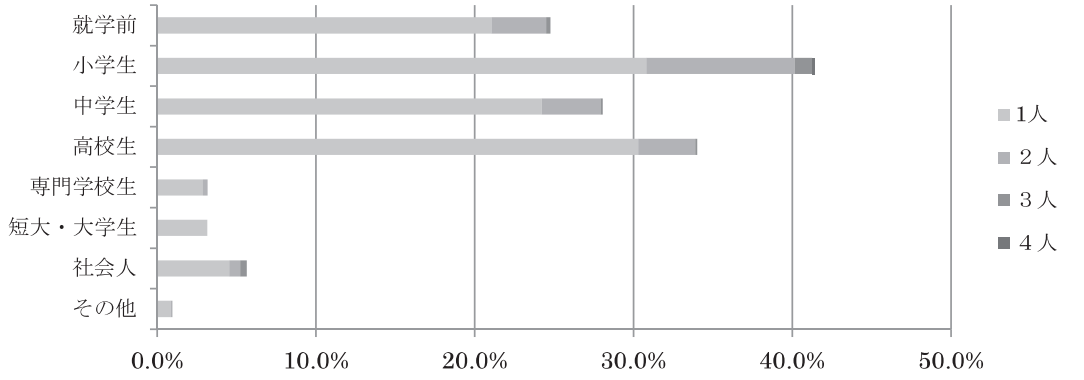

資料：県子ども未来課調べ

〔父子家庭の子供（20 歳未満）の数〕

父子家庭では、扶養している子供は、中学生、高校生、小学生の順に高くなっており、就学前の子供を扶養している割合は約６%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（父子家庭）

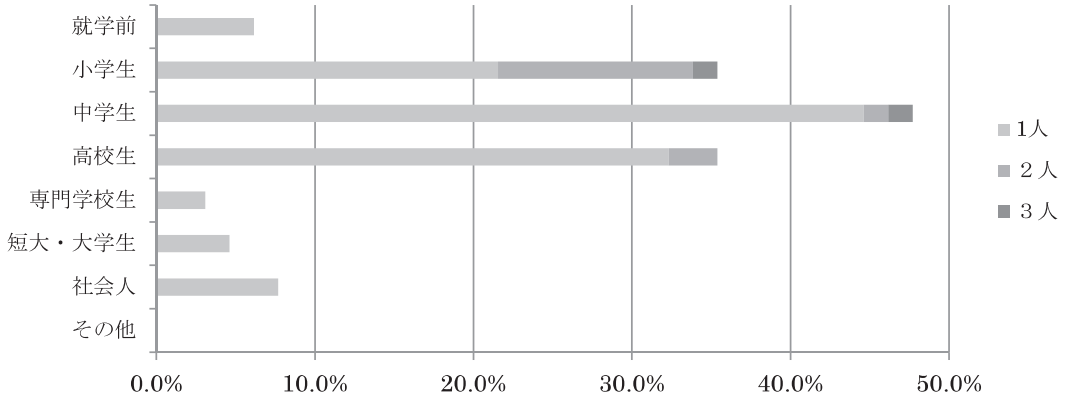

資料：県子ども未来課調べ

ひとりで子供を養育しているため、仕事をしている間の預かりや、急な用事ができた場合や疾病時など、適切に子供の養育ができなくなる場合への支援が必要です。

今後の取組

ア　ひとり親家庭の親等が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。

イ　ひとり親家庭の親等が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の推進、短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業

を充実します。

ウ　児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、相談体制を強化するひとり親家庭訪問支援事業を実施します。

エ　母子生活支援施設の機能を拡充し、保育機能を付与します。（対象：母子家庭等）

オ　ひとり親家庭の住宅困窮世帯に対しては、公営住宅や住宅セーフティネット制度の活用等による居住の安定確保を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
日常生活支援	子供が小学生以下で、就業上の理由により帰宅が遅くなる場合等に支援員を派遣し、生活援助や保育等のサービスを利用できます。	子ども未来課
ひとり親家庭訪問支援	児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、家事や育児など生活一般に係る相談や各種支援制度の紹介などを行います。	子ども未来課
子育て短期支援〈再掲〉	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）、夜間養護（トワイライトステイ）を実施する市町村を支援します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
子育て短期支援実施市町村数〈再掲〉	28 （平成31年4月）	令和6年度	30

（3）養育費確保策の充実

現状と課題

養育費の取り決め状況は、母子家庭では取り決めがされている割合が54.8%、取り決めがされていない割合が42.6%となっています。また、取り決めがされていても養育費の支払い額が減少した、最初から支払がされていない割合が28.4%となっています。父子家庭では取り決めがされている割合が10.6%で、取り決めがされていない割合が64.6%となっています。

また、養育費の取り決めをしていない理由は、母子家庭、父子家庭とも「相手に経済力がない」が最も多く、母子家庭で43.0%、父子家庭で35.6%となっています。

面会交流の取り決め状況は、母子家庭の61.9%、父子家庭の40.0%が取り決めをしていません。

子供の健やかな育ちのため、養育に必要な費用の分担を決めておくよう促す必要があります。

今後の取組

弁護士による、養育費確保の法律相談を充実するとともに、円滑な面会交流を進めます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
ひとり親家庭特別相談事業	ひとり親家庭を対象に、親権や養育費用など複雑で専門的な問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	子ども未来課

（4）経済的支援策の充実

現状と課題

ひとり親家庭の悩みは、母子家庭、父子家庭とも「家計、生活費に関すること」が最も高く約３割を占めており、寡婦は子育てが終わっていることから、「健康のこと」が 28.4％と高く、次いで「老後のこと」が 23.5％と高くなっています。

安心して生活を送れるよう、ライフステージに合わせた経済的支援が必要です。

今後の取組

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及びひとり親家庭医療費助成制度についての周知を引き続き行い、経済的自立を支援します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童が 18 歳になった年度末まで手当を支給します。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	高校、大学等への入学金や授業料等に必要な資金などを貸し付けます。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について助成を行います。	子ども未来課

３　障害児施策の充実

現状と課題

障害児等特別な支援が必要な子供の自立や社会参加に向けて、心身の発育・発達の状態に応じた適切な支援を受けられる体制整備が必要です。このためには、保健、医療、福祉、教育等が一層連携を深め、切れ目のない施策を推進することが求められています。

また、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。

今後の取組

ア　子ども・女性・障害者相談センター等の専門の機関で、障害のある子供に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

イ　乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援に繋げます。

ウ　障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内すべての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用できるように、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。

エ　重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に１か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

オ　医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。

カ　医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。

キ　保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブに、専門的知識を有する職員を配置し、障害のある子供の利用を促進します。

ク　新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。

ケ　返還免除付きの研修・研究資金の貸与制度の活用等により、各地域において小児科、精神科の医師を確保します。

コ　発達障害者支援センター「ポラリス」の運営並びに紀南地域への「相談室」の新設及び地域や教育機関などの関係機関との連携により相談支援体制の強化を図ります。

サ　障害のある児童生徒の適切な就学を支援するため、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意向を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する取組を市町村教育委員会と連携して進めていきます。

シ　障害のある児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通級指導教室で学ぶ幼児児童生徒について個別の教育支援計画

（つなぎ愛シート）を活用した引継体制を推進するとともに、高等学校や卒業後へ引き継ぐ仕組みを構築します。

ス　障害のある生徒の社会的自立と職業的自立を推進するため、特別支援学校、教育、行政、公共職業安定所や就労系サービス事業所等が連携し、一人一人に応じた進路指導の充実を図ります。

セ　障害のある子供の自立や社会参加を促すため、放課後や週末に、学校近隣の中高生ボランティアとの交流、スポーツ体験や文化体験活動、地域の清掃活動等、地域や学校の特色を生かした様々な活動を実施します。

ソ　特別支援学校の生徒がスポーツを通じた交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を行います。

タ　県立図書館等における学習サービスの充実を図るため、大活字本や録音図書等、障害のある人のニーズに応じた資料を収集し、提供します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童発達支援、医療型児童発達支援	障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行います。医療型は福祉サービスに併せて治療も行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進します。	障害福祉課
重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者（医療的ケア児等）が地域で安心して暮らしていけるよう、人材育成や関係機関の連携体制構築を行います。	障害福祉課
特定診療科医確保対策	特定診療科（小児科医など）の医師を確保するため、一定の条件の下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に１か所以上設置	８圏域	令和２年度	８圏域
重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に１か所以上設置	５圏域	令和２年度	８圏域

医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置	―	令和２年度	８圏域
特別な支援を必要とする子供への個別の教育支援 計画（つなぎ愛シート）の作成率	幼稚園　6.7% 小学校　84.4% 中学校　82.7% 高等学校　33.3%	令和４年度	幼稚園、小・中・高等学校とも 100%

４　子供の貧困対策の推進

現状と課題

平成 30（2018）年に実施した和歌山県子供の生活実態調査によると、経済的に厳しい世帯の子供ほど、家庭における学習習慣が定着しておらず、また、世帯の経済状況により進学をあきらめたり、進学のイメージを持つことができていない状況があります。

また、家庭の厳しい経済状況は、保護者の精神的な安定、子供の精神的な安定、子供の自尊感情に悪影響を与えており、経済的に厳しい世帯ほど、放課後や休日に保護者が家庭にいる時間が短く、子供と関わる時間が十分に確保しづらい状況であること、歯みがきを怠る、朝食の欠食等基本的な生活習慣、食習慣が確立できていないことも把握できました。

さらに、経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前の経済的な困窮を経験していたり、家族関係のトラブルを経験していることも多いため、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供たちが自分の将来に希望を抱きながら成長していける環境づくりを進める必要があります。

このため、和歌山県子供の貧困対策推進計画も踏まえ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」に取り組みます。

今後の取組

ア　すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、大学生等進学給付金制度など、低所得世帯への支援の充実を図ります。

イ　家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、きめ細やかな指導を推進します。また、スクールソーシャルワーカーの配置等により、学校を窓口とした福祉関係機関との連携を進めます。

ウ　地域の子育て経験者や保健師、民生委員、児童委員等による支援チームが子供のいる家庭を訪問し、家庭教育についての情報提供や相談対応を実施する取組を広げます。

エ　昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

オ　放課後等一人で過ごさなければならない子供の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等を目指す取組を推進します。

カ　地域での子供の居場所を作り、子供同士や大人との交流を促進するため、子供食堂を実施する民間団体の取組を支援します。

キ　経済的に厳しい世帯が社会的に孤立せず自立した生活を営むことができるよう、自立相談支援事業におい

て、包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。

ク　児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、相談体制を強化するひとり親家庭訪問支援事業を実施します。

ケ　ひとり親家庭の子供に対して母子家庭等就業自立支援センターにおいて就業相談を実施するとともに、児童養護施設等の退所児童等に対する就業活動支援などアフターケアを推進します。

コ　母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を実施し、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。

サ　母子家庭、父子家庭等に対し、就学資金等の貸付や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に在籍している間の生活を支える費用の補助等を行います。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
放課後児童健全育成対策等施設整備	放課後児童クラブ等の整備を支援します。	子ども未来課
和歌山子供食堂支援	帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に食事を提供する民間団体の取組を支援します。	子ども未来課
ひとり親家庭訪問支援〈再掲〉	児童扶養手当を新たに受給するひとり親家庭に対し、支援員が全戸訪問し、家事や育児など生活一般に係る相談や各種支援制度の紹介などを行います。	子ども未来課
子どもの居場所づくり推進	放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。	生涯学習課
修学奨励事業(奨学金)	一定の所得制限のもと、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、その修学に要する費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
修学奨励事業(進学助成金)	一定の所得制限のもと、大学等に進学するにあたり、自宅から通学が困難なため、下宿や寮に転居せざるを得ない学生に対し、費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
奨学のための給付金	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象に、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。	生涯学習課
大学生等進学給付金	一定の所得制限のもと、進学意欲と学力が高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し安心して学び、将来の地域社会の担い手となることを支援するため、選考のうえ給付金を支給します。	生涯学習課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
放課後児童クラブを活用できる小学校区〈再掲〉	88.7% （平成31年4月）	令和6年度	全小学校区
放課後に学習や体験活動を行う場のある小学校区	68.9%	令和6年度	全小学校区

第３章　子供が心豊かにたくましく育つ環境づくり

１　子育て家庭への経済的支援

現状と課題

子育て家庭にとって、教育費や医療費などの、子育てに必要な費用に対する負担感は大きいものです。

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、２人以上の子供数を理想と考えている方で一番多く、特に、３人以上の子供数を理想としている方では69.8%が選択しています。

■理想・予定子供数の組み合わせ別にみた、理想の子供数を持たない理由

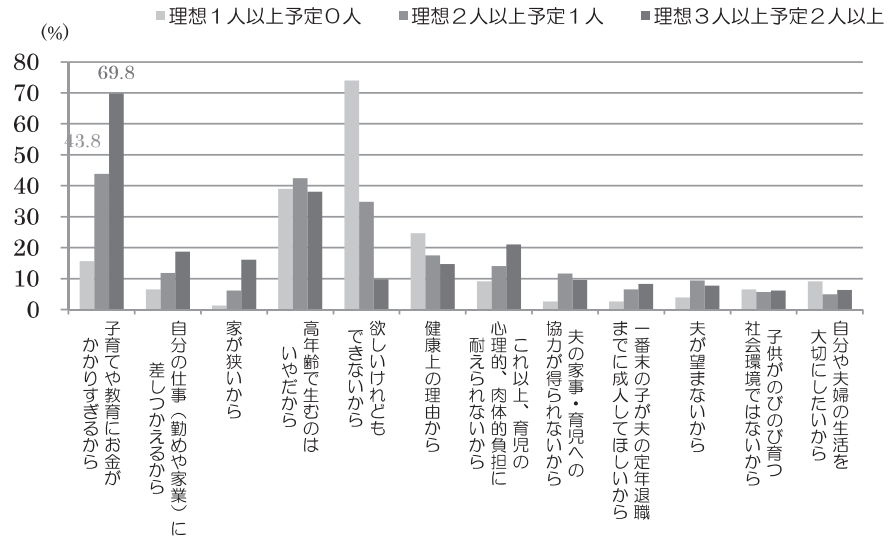

資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』(2019.3)

また、県の「平成 27（2015）年度男女共同参画にかかる県民意識調査」（青少年・男女共同参画課実施）においても、子供の減少の理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」と答えた割合が、男性全体で68.1%、女性全体で65.9%とそれぞれ最も高くなっています。

こういった状況を受け、令和元（2019）年 10 月より、３歳から５歳を対象とした幼児教育等の無償化が全国で始まりました。県では、これまでも多くの子供を育てる世帯を対象とした保育料無償化を行ってきましたが、これから子育てしようとする人たちが経済的な負担を心配して子供を持つことを躊躇しないよう、新たに副食費も支援対象とするなど、これまでの取組を後退させることなく引き続き取り組んでいくことが必要です。

今後の取組

ア　多くの子供を育てる世帯を対象として、３歳未満の保育料の無償化、３歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児保育事業）への助成を行う「紀州っ子いっぱいサポート」や就学前の乳幼児の医療費補助を、引き続き市町村と連携し、実施していきます。

イ　保育所に通わせず在宅で育てる世帯についても支援金を支給するなど、それぞれの家庭の子育ての選択肢に合わせた支援を実施します。

ウ　すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、大学生等進学給付金制度など、低所得世帯への支援の充実を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
紀州っ子いっぱいサポート	一定の所得制限のもと、第２子以降について、３歳未満の保育料の無償化、３歳から就学前までの副食費、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。	子ども未来課
在宅育児支援	一定の所得制限のもと、第２子以降の０歳児を保育所等に預けず在宅で育てる世帯に支援金を支給します。	子ども未来課
乳幼児医療費助成	一定の所得制限のもと、市町村と協力して就学前の乳幼児の医療費を無料にします。	健康推進課
修学奨励事業(奨学金)〈再掲〉	一定の所得制限のもと、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、その修学に要する費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
修学奨励事業(進学助成金)〈再掲〉	一定の所得制限のもと、大学等に進学するにあたり、自宅から通学が困難なため、下宿や寮に転居せざるを得ない学生に対し、費用の一部を無利子で貸与します。	生涯学習課
奨学のための給付金〈再掲〉	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象に、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給します。	生涯学習課
大学生等進学給付金〈再掲〉	一定の所得制限のもと、進学意欲と学力が高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し安心して学び、将来の地域社会の担い手となることを支援するため、選考のうえ給付金を支給します。	生涯学習課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
第２子以降の保育料を無償化する市町村数	27	令和６年度	30
在宅で育児する家庭への独自支援（県制度への上乗せ支援）を実施する市町村数	12	令和６年度	30

２　結婚、妊娠に関する相談・支援体制の強化

（１）　結婚支援

現状と課題

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、20～24 歳時点において「結婚するつもりはない」が男性 19.8%、女性 17.3%となっています。また、「すぐに結婚したい」割合は男性 40 代、女性 30 代でピークとなります。

■年齢別　未婚者の結婚意思

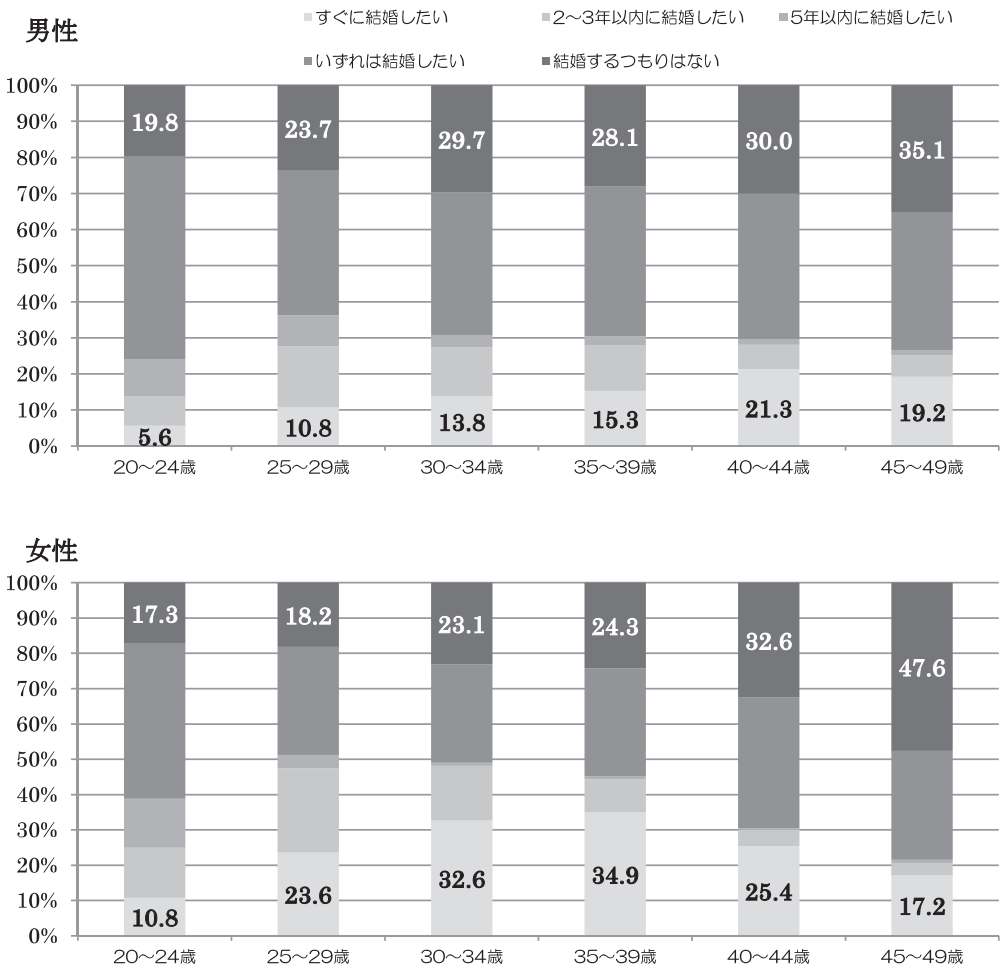

資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

また、「結婚意思のある未婚者」が独身でとどまっている理由としては、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」ことが一番多い状況ですが、「異性とうまくつきあえない」「結婚資金が足りない」という理由が増加傾向にあります。

■男女別「結婚意向のある人が結婚していない理由」の選択割合（3つまで選択）

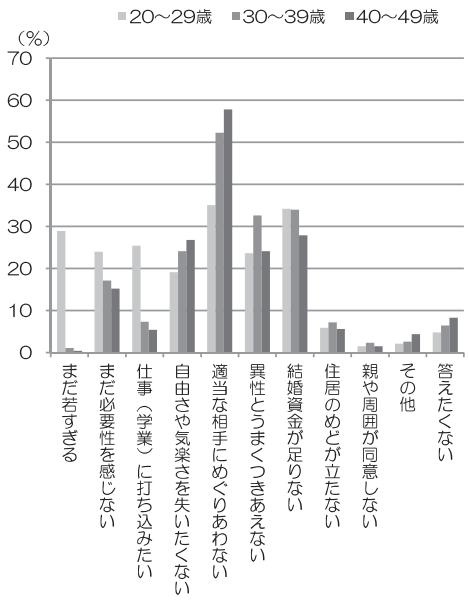

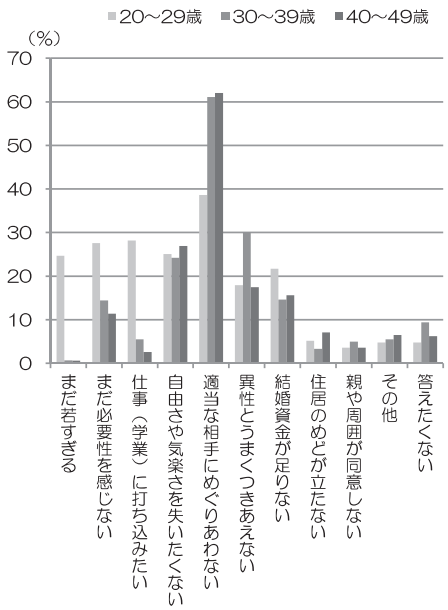

資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

結婚をするかしないかは、個人の自由な選択にゆだねられるべきものですが、結婚を望む人に対しては、いわゆる「婚活」の後押しのために、出会いの場を提供する等の支援を行っていくことが必要です。

今後の取組

ア　若い世代の人が結婚から子育てまでのライフデザインを意識するような機会の提供や情報発信を行い、将来の結婚・出産への希望を育みます。

イ　結婚したいと思っている人たちを後押しするために、婚活イベントの開催や、出会いを応援する企業や団体の登録、地域の結婚サポーターの認定など、結婚サポート体制づくりを進めていきます。

ウ　結婚したいが「異性とうまくつきあえない」と感じている方もいることから、異性とのコミュニケーションの取り方など自らのスキルを高める研修会を実施します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
結婚・子育てのポジティブキャンペーン	若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。	子ども未来課
わかやま出会いの広場	登録された会員を対象に、県内各地で婚活イベントを開催します。	子ども未来課
スキルアップセミナー	婚活イベントに参加する方を対象に、心構えや異性との接し方などを伝授する研修会を実施します。	子ども未来課
わかやま婚活応援隊	出会いを応援する企業や団体を「わかやま婚活応援隊」として登録し、結婚サポート体制づくりを進めます。	子ども未来課

わかやま結婚サポーター	ボランティアで結婚を支援していただける個人を「わかやま結婚サポーター」として認定し、地域に根ざしたきめ細やかな結婚支援を行います。	子ども未来課
企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催	家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業と連携して実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
平均初婚年齢	男 30.3 歳 女 28.9 歳	令和６年度	下降に転じさせる
わかやま婚活応援隊や県による出会いの場の提供	63 回／年	令和６年度	100 回／年
企業等と連携したイベントの開催	１回	令和６年度	10 回

（２） 不妊治療対策の充実

現状と課題

初婚年齢の上昇や晩産化等により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあります。不妊治療は経済面や心身への負担が非常に大きく適切な支援が必要です。

■不妊治療のスキーム

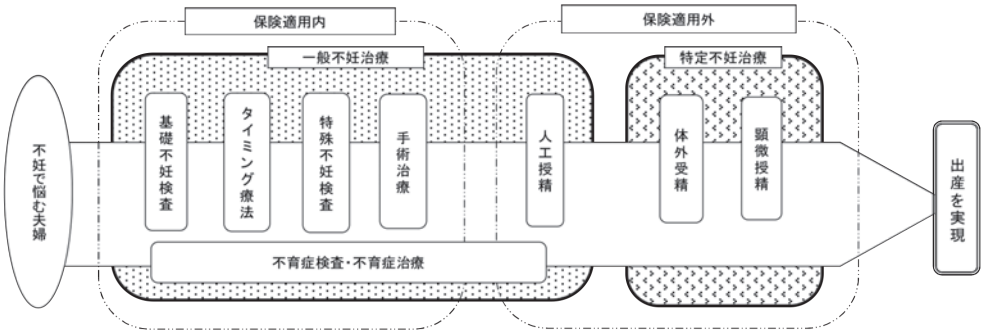

■不妊治療費助成延件数（和歌山市を含む）

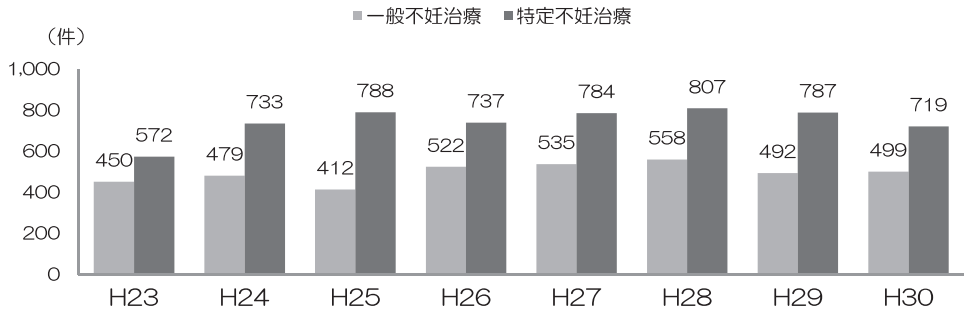

資料：県健康推進課調べ

■不妊専門相談件数（岩出・湯浅・田辺保健所実施分）

（延件数）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
電話相談	56	92	71	95	57
面接相談	123	163	163	152	157
メール相談	13	11	3	3	3
合　計	192	266	237	250	217

資料：県健康推進課調べ

今後の取組

ア　不妊に関する知識の普及及び啓発を推進するとともに、県立保健所３か所において不妊専門相談窓口を運営し、医師や保健師による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組みます。

イ　一般不妊治療及び特定不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の初期から高度治療までのすべての段階で経済的負担の軽減を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
不妊専門相談	岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所において不妊専門相談を実施します。	健康推進課
一般不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精を除く医療保険適用の不妊治療、不妊検査及び人工授精、不育症に対する治療・検査に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
特定不妊治療費助成	医療保険適用外である体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。	健康推進課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
不妊治療費助成の継続（一般不妊治療及び特定不妊治療）	30 市町村	令和６年度	全市町村継続

３　安心して出産・子育てができる医療サービスや保健対策の充実

（１）　周産期医療

現状と課題

出産前後の期間に対応する周産期医療については、県内すべての医療圏で出産できる体制を整えており、また、県立医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を地域周産期母子医療センターに認定し、リスクの高い母体・胎児・新生児に高度な医療を24時間体制で提供できるよう医療体制の整備を図っています。

しかしながら、晩婚化等による高齢出産の増加等により、低出生体重児などのリスクの高い新生児の出生割合が増加しています。また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親も増加していることから、メンタルヘルスケア対策の充実も含め、より安定的な周産期医療体制を整備する必要があります。

また、産科医や小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して周産期医療に従事する医師を確保していく必要があります。

今後の取組

ア　総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・正常分娩を取り扱う分娩医療機関及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。

イ　子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、出産や育児に不安を抱える親へのメンタルヘルスケアを充実するとともに、市町村における産後ケア事業や産婦健康診査を推進するなど、産後うつ予防対策を強化します。

ウ　返還免除付きの研修・研究資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、産科医・小児科医を確保します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
安心して出産できる医療体制づくり	高度な周産期医療を提供する周産期母子医療センターの安定的な運営に必要な費用を支援します。	医務課
出産できる環境を堅持するための産科医師支援	産科医師を確保するため、若手医師又はベテラン産科医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金・研究資金を貸与します。	医務課
特定診療科医師確保対策〈再掲〉	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
県内の全二次医療圏で出産できる体制の維持	７医療圏	令和５年度	７医療圏

（２） 小児救急医療

現状と課題

子供の急病や怪我に対応する小児救急医療体制については、傷病者に対し迅速かつ適切な医療を行うため、傷病の程度に応じ、初期（比較的軽症な救急医療）、二次（入院を要する救急医療）、三次（救命救急医療）の区分により、一般の救急医療体制と同様に体系的な整備を推進しています。

一方で、軽症であっても二次以上の救急医療機関を受診する患者が多いため、病院勤務医への過重な負担が課題となっています。また、小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して小児医療に従事する医師を確保していく必要があります。

今後の取組

ア　県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を小児専門医療及び小児入院医療の拠点として位置づけ、24時間体制の小児科専門医による高度な小児救急医療や小児科領域の専門的な医療を総合的に提供できる体制を強化します。

イ　小児救急医療体制を堅持するため、病院勤務医と開業医の連携や医療機関間での連携など地域連携体制を強化し、症状に応じた適切な医療の提供を行います。

ウ　返還免除付きの研修資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、小児科医を確保します。

エ　適切な受療行動に関する普及啓発や子供の急病時の相談体制の整備を行い、不要不急の救急受診の抑制や高次救急医療機関への軽症患者の集中緩和に努めます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
特定診療科医師確保対策〈再掲〉	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進〈再掲〉	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり〈再掲〉	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

子ども救急相談ダイヤル（＃8000）	平日夜間及び土日・祝日の子供の急病に際し、医療機関での受診の必要性の有無や自宅での処置方法等について、看護師（必要な場合は医師）による電話相談を受け付け、保護者の不安解消や負担軽減、不要不急の救急受診の減少につなげています。	医務課
和歌山県救急医療情報センター	救急車を呼ぶほどではない急病に際し、県民からの電話照会に対して、24 時間 365 日体制で最寄りの医療機関の案内を行っています。	医務課

数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
小児患者が入院可能な二次医療圏数	６医療圏	令和５年度	７医療圏
子ども救急相談ダイヤル（＃8000）相談件数	8,551 件	令和５年度	10,500 件

（３）　切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てるための基礎となることから、その充実は非常に重要となっています。

核家族化や共働き世帯といった子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会全体で親子の健やかな成長を見守り、母子保健に関わる関係機関の連携体制を強化し、支援していく体制づくりが必要です。

また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親が増加しており、メンタルヘルスや児童虐待予防対策の充実が必要です。

さらに、初婚年齢の上昇や晩産化、喫煙による胎児の発育への悪影響等により、低体重児出生が増加傾向にあります。

低体重児出生数及び出生率の年次推移

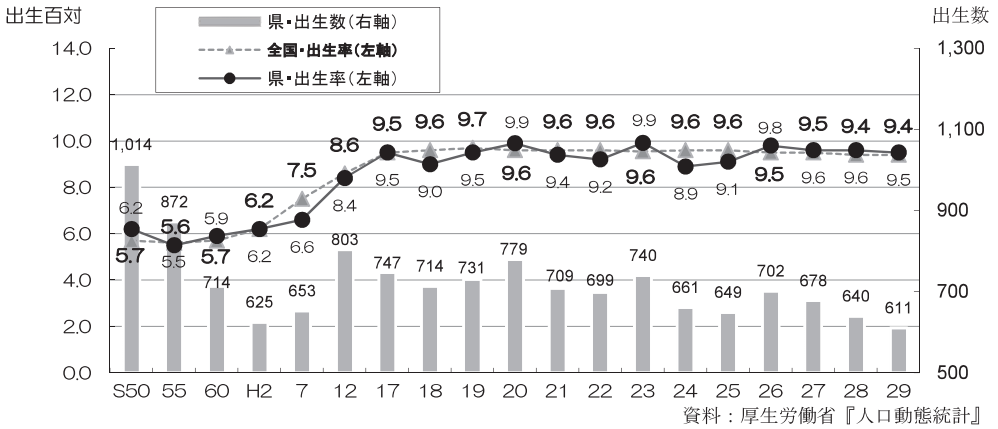

資料：厚生労働省『人口動態統計』

禁煙は、乳児死亡の原因の上位を占める乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）の発症を予防し、子供の誤飲事故の原因製品として大半を占めるたばこの被害を減らすために重要ですが、育児期間中の両親の喫煙率は子供の成長に伴い増加傾向にあり、低体重児の出産や乳幼児突然死症候群、子供の事故等を防ぐため妊産婦の禁煙対策や家族への受動喫煙対策が必要です。

妊娠中の母親及び育児期間中の両親の喫煙率（平成 30（2018）年度）

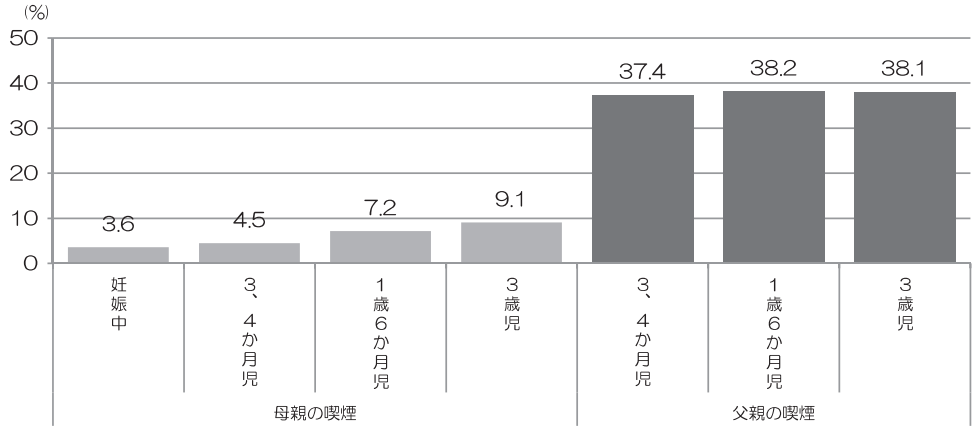

資料：厚生労働省『母子保健事業に係る実施状況等調査』

県の乳児死亡率（出生千人対）は 1.9 で全国と同率です。

乳幼児の死亡には、妊婦健康診査等を定期的に受診することで、異常の早期発見、早期対応ができるものや、不慮の事故や乳児突然死症候群のように、環境を整えることで予防可能なものがあります。県内でも乳幼児死亡の減少に向けて啓発していくことが必要です。

乳児（0歳）死亡の順位及び割合（平成 29 年）

		総数	死因別内訳					
			先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に発生した病態	不慮の事故	乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）	胎児及び新生児の出血性障害等	その他
国	順位		1位	2位	3位	4位	5位	
	実数	1,761 人	635 人	468 人	77 人	69 人	64 人	448 人
	割合	100.0%	36.1%	26.6%	4.4%	3.9%	3.6%	25.4%
県	順位		2位	1位	4位	－	－	
	実数	12 人	3人	5人	1人	－	－	3人(※)
	割合	100%	25.0%	41.7%	8.3%	－	－	25.0%

※うち「その他の症状、徴候及び異常臨床所見、異常検査所見で他に分類されないもの」２人（3位）

資料：厚生労働省『人口動態統計』

幼児（1～4歳）死亡の順位及び割合（平成29年）

		総数	死因別内訳					
			先天奇形、変形及び染色体異常	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	肺炎	その他
国	順位		1位	2位	3位	4位	5位	
	実数	693人	178人	70人	60人	33人	24人	328人
	割合	100.0%	25.7%	10.1%	8.7%	4.8%	3.5%	47.3%
県	順位		－	1位	－	2位タイ	－	
	実数	4人	－	2人	－	1人	－	1人※
	割合	100%	－	50.0%	－	25.0%	－	25.0%

※「その他の新生物（腫瘍）」1人（2位タイ）

資料：厚生労働省『人口動態統計』

乳幼児健康診査の未受診率については、減少傾向にありますが、心身の健やかな発育、発達を促進するために、引き続き未受診率の減少に取り組む必要があります。

また、生涯を通じた健康づくりに役立てるために、乳幼児期に受ける健康診査、予防接種等の健康情報を保護者等が一元的に確認でき、子供の成長にあわせて、記録が関係機関間（地域保健から学校保健など）で適切に引き継がれる仕組みが必要です。

3～5か月児健康診査　未受診率の年次推移

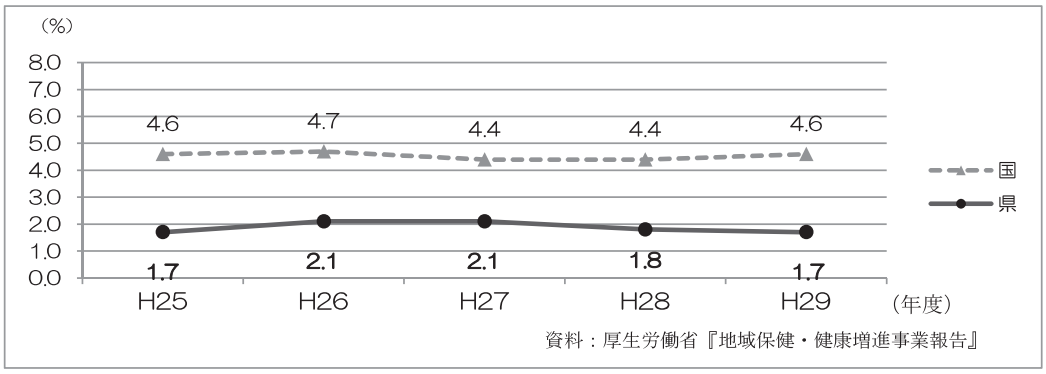

資料：厚生労働省『地域保健・健康増進事業報告』

1歳6か月児健康診査　未受診率の年次推移

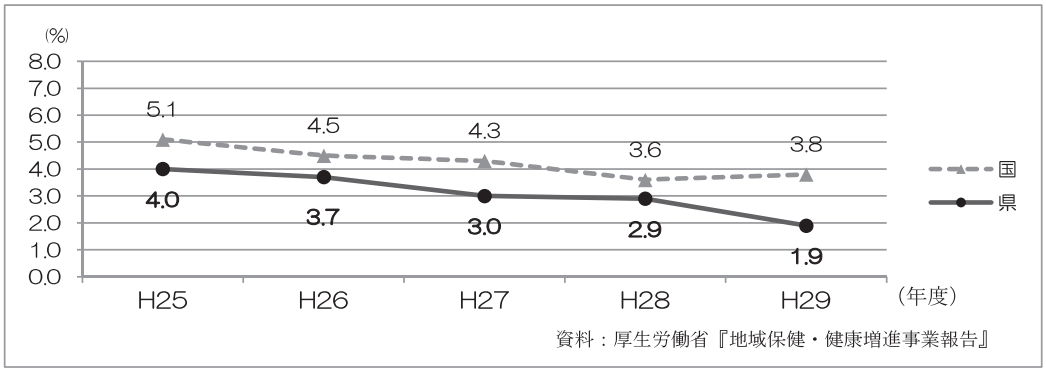

資料：厚生労働省『地域保健・健康増進事業報告』

３歳児健康診査　未受診率の年次推移

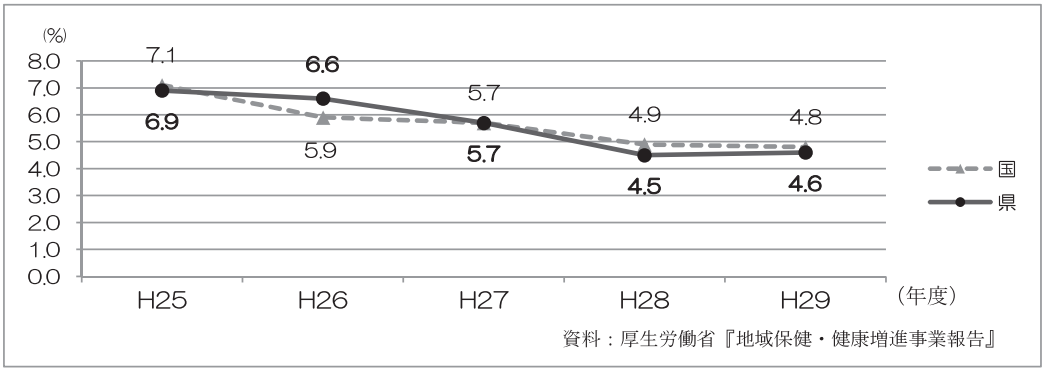

資料：厚生労働省『地域保健・健康増進事業報告』

今後の取組

ア　妊娠期から子育て期まで切れ目なく保健師や助産師等の専門職による総合的相談をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や機能強化について、市町村に対し、財政支援や専門職の研修実施、関係機関の広域的な連携調整等の技術的支援を行います。

イ　育児不安や産後うつなど妊産婦の抱える身体的及び精神的負担を軽減するために、市町村における産後ケア事業及び産婦健康診査事業を推進し、地域で安心して子供を産み育てられる支援体制を整備します。

ウ　早期の妊娠届出と適切な妊婦健康診査の受診勧奨、たばこやアルコールなど生活習慣の見直しなど、妊婦の良好な健康管理及び低体重児出生予防のための啓発、妊婦健診受診票の交付や出産育児一時金等の支給等、健診・出産の基本的部分の経済的負担の軽減を推進します。

エ　妊娠初期は、母子の健康を維持するために大切な時期ですが、外見からは妊娠していることが分かりづらいため、周囲から理解が得られにくいことがあります。妊産婦に優しい環境づくりの推進や、受動喫煙の防止等のために、マタニティマークの普及啓発を図ります。

マタニティマーク

オ　乳幼児健康診査の受診勧奨や未受診児の状況把握、乳幼児健康診査で発達面に問題が見つかった児への発達相談指導等を行い、市町村、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携した支援体制づくりを強化し、心身の健やかな発達の促進と育てにくさを感じる親の育児不安の軽減を図り、児童虐待予防につなげます。

カ　子供の不慮の事故防止のため、子供の発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭及び市町村、保健所、消防等の関係機関の連携により事故防止対策の取組を強化します。

キ　乳幼児のむし歯は、食事の嗜好やかむ力など、子供が成長・発育する上で必要な口腔機能に影響を与えることから、市町村との協力・連携のもと、妊娠期から学齢期に至るまで切れ目ない歯科保健施策を展開し、適切な歯科保健指導やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の普及に努めます。

ク　子供を感染症から守る取組として、県内の感染症の流行状況や予防接種に関する最新情報を提供しています。今後も、市町村で実施している定期予防接種の接種率が向上するよう啓発等を行います。

ケ　マイナポータルの活用による一元的な健康管理を実現するため、市町村における妊婦健診、乳幼児健康診査や予防接種等の健康情報歴の電子化及び転居時の適切な情報連携を推進します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
子育て世代包括支援センター〈再掲〉	子育て世代のニーズに対応した、きめ細やかで総合的な相談支援をワンストップで行う窓口を設置する市町村を支援します。	子ども未来課 健康推進課
乳児全戸家庭訪問〈再掲〉	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。	子ども未来課
発達相談・療育相談	各市町村の乳幼児健康診査により紹介された発達や療育に心配のある児に対して、発達相談及び療育相談を実施します。	健康推進課
乳幼児の事故予防対策	乳幼児のいるすべての家庭において、事故を未然に防止し、いざという時の救急救命措置を実施できるよう、医師会、消防・市町村等と連携し、事故予防講習会を開催します。	健康推進課
育児不安の軽減と子供の健やかな成長の促進	育児不安の軽減を図るため、「赤ちゃんとお母さんの健康ガイド」を作成し、母子健康手帳交付時に配布します。	健康推進課
感染症情報宅配便 （紀州っ子を流行病から守ろう！）	県民（特に小さな子供を持つ保護者の方）に、感染症のまん延、重症化を防ぐ感染症情報を和歌山県ホームページの県感染症情報センターから発信します。	健康推進課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
子育て世代包括支援センター設置市町村数〈再掲〉	26 （平成31年４月）	令和６年度	30
乳幼児全戸訪問実施市町村数〈再掲〉	30 （平成31年４月）	令和６年度	30 ［全市町村継続］
出産後退院までに、保健師等による保護者との面接等が必要と考えられる者の基準を定めている市町村数	11	令和５年度＊	30
産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数	2	令和５年度＊	30
全出生数中の低体重児の割合	9.5% （平成29年度）	令和５年度＊＊	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.6% （平成30年度）	令和５年度＊＊	０%

３～５か月児健康診査の未受診率	1.7% （平成 29 年度）	令和６年度	０%
１歳６か月児健康診査の未受診率	1.9% （平成 29 年度）	令和６年度	０%
３歳児健康診査の未受診率	4.6% （平成 29 年度）	令和６年度	０%
乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握する方法や時期を決めている市町村数	9	令和６年度	30
乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合	73.3%	令和６年度	100%
虫歯のない３歳児の割合	80.7% （平成 29 年度）	令和５年度＊＊	90%以上
乳幼児の不慮の事故死亡率（人口 10 万人対）	０歳：15.5 １～４歳：7.1 （平成 29 年度）	令和６年度	なくす

＊第七次和歌山県保健医療計画　　＊＊第三次和歌山県健康増進計画

（４）　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

現状と課題

学童・思春期は、健康に関わる様々な情報に自ら触れ、行動を選択し始めるという、生涯の健康づくりの重要なスタートの時です。この時期に、性教育や食生活、喫煙・飲酒などについて正しい知識を身につけるための積極的な取組が求められています。

20 歳未満の若者の人工妊娠中絶実施率については減少傾向にあり、平成 29（2017）年度は全国に比べて低い状況ですが、引き続き思春期世代に対する予期せぬ妊娠を予防する教育が必要です。

20 歳未満の人工妊娠中絶実施率の年次推移

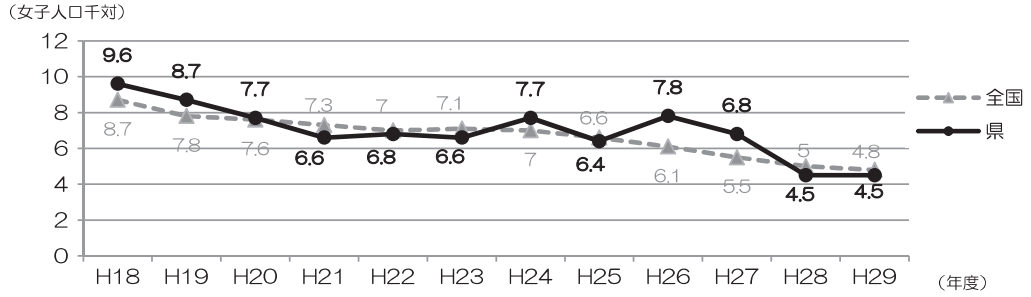

資料：厚生労働省『衛生行政報告例』

今後の取組

ア　思春期のこころとからだの問題について、子供自身が正しい知識を身につけ、子育てについての話をすることで責任ある意思決定や性行動ができるよう、中学生や高校生を対象とした思春期保健に関する出前講座を

各県立保健所で実施します。

イ　思春期講座の実施により、妊孕性についてや低体重児出産のリスク等妊娠・出産について正しい知識を学び、中学生や高校生が将来のライフプランについて考える機会を提供します。

ウ　健やかな母性・父性の育成を図るため、乳幼児とのふれあい体験や思春期講座の機会を拡大するとともに、命の尊さや妊娠の成り立ち、性感染症等に関する情報提供など正しい知識の普及啓発を実施します。

エ　子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるため、家庭や学校、保育所等と連携した「食育」を推進します。

オ　不健康なやせは、骨量減少、低体重児出産のリスク等との関連があるといわれています。妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などが正しく理解できるよう、教育機関等と連携して高校生を対象に健康教育を実施します。

カ　思春期保健に取り組む市町村に対しては技術的助言を行うなど、思春期保健対策の充実を図ります。その他、思春期における不登校、適応障害等の精神保健上の問題については、県精神保健福祉センターや保健所における相談の実施や、保健・医療・福祉・教育機関等において精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修・啓発、関係機関との連携の強化など、きめ細やかな対応を促進します。

キ　未成年期からの喫煙は健康に及ぼす影響が大きく、成人期での喫煙の継続につながりやすくなります。市町村、医師会、教育機関等と連携し、喫煙させないための防煙教室を学童期から実施するとともに、家庭における受動喫煙防止の啓発に努めます。

ク　心身の発達過程にある未成年者は、臓器の機能が未完成でアルコールの分解能力が低く、飲酒すると、成人に比べアルコール中毒や臓器障害を起こしやすい特徴があるため、アルコールが身体に及ぼす影響について正しい知識を普及し、未成年者の飲酒をなくすように努めます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
食育の推進	行政、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園・学校及び地域の多様な関係者が主体的かつ連携・協働し、食育を推進します。	果樹園芸課 健康推進課
思春期保健対策	高校生に対して、命の尊さや性感染症などの思春期講座やグループワークを取り入れたピアエデュケーション（仲間同士による教育）や、赤ちゃん抱っこ等を体験する乳幼児体験学習を実施します。	健康推進課
未成年者の喫煙・飲酒対策	未成年者及び保護者に対して、学校で行われる健康教育や地域・職域連携事業の出張講座等を通じて、喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
こころの健康相談	県精神保健福祉センター及び県内の保健所において、電話や面接により、思春期の精神科治療の相談、家族及び周囲の方の対応に関する相談に応じる、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課
ひきこもり対策推進体制整備	県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談窓口の設置、情報発信、人材育成及び関係機関との連携強化	障害福祉課

	に取り組みます。また、各保健所においても来所相談や訪問相談を実施します。	

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気を付けている児童の割合	88.3% （平成28年度）	令和５年度＊＊	100%に近づける
児童・生徒における肥満傾向（中等度、高度）児の割合	小学５年生 男子4.27% 女子2.31% （平成28年度）	令和５年度＊＊	減少
20歳未満の人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）	4.5 （平成29年度）	令和５年度＊	減少
未成年者の喫煙率	中学１年生 男子1.2% 女子1.5% 高校３年生 男子10.4% 女子　3.9% （平成28年度）	令和５年度＊＊	０%
未成年者の飲酒率	中学３年生 男子4.4% 女子1.7% 高校３年生 男子10.3% 女子　5.0% （平成28年度）	令和５年度＊＊	０%

＊第七次和歌山県健康医療計画　　＊＊第三次和歌山県健康増進計画

（５）難病等長期療養児の支援

現状と課題

症例数も少なく、治療が長期にわたる難病や小児慢性特定疾病は、子供及び家族の経済的負担や精神的負担が大きい現状にあります。

難病等により長期に療養を必要とする児童等及びその家族が療養生活を送りながらも健やかな成長・発達の機会が保障され、地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、保健・医療・福祉・教育の総合的な対策を推進していく必要があります。

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度では、対象疾病が平成30（2018）年４月現在で756疾病

（令和元（2019）年７月現在で762疾病）であり、平成31（2019）年３月末における医療費助成の受給者は871人です。幼少期からの慢性的な疾病により、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られることから、児童等の健全育成を図るため、自立に向けた支援が必要となります。

小児慢性特定疾病児のうち、在宅で人工呼吸器等を使用している医療的ケア児については、24時間のケアが必要であるため家族も疲労が蓄積し、児にとっても家族にとっても負担の大きい状態になる場合があります。

県では、難病等長期療養児及びその家族が不安や悩み等を気軽に相談できる専門的な窓口として、県難病・子ども保健相談支援センター（以下「センター」という。）を県立医科大学附属病院内に設置しています。センターでは療養の長期化等により様々な不安や困難を抱える難病等長期療養児及びその家族の精神的不安などを解消し、生活の質を向上させるための相談・支援を行っています。

保健所では、対象児及び家族の相談に面談や訪問等で応じるとともに、必要に応じて市町村や医療機関等と連携して療養生活の支援を行っていきます。

今後の取組

ア　小児慢性特定疾病対策の充実

小児慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、児童福祉法第19条の２の規定に基づき、医療の給付等を行っています。

また、本事業と併せ、患児の日常生活の向上を図ることを目的に、市町村が実施する日常生活用具給付事業に対する補助を実施しています。

さらに、医療機関や教育機関と連携し、児童等の自立に向けた保護者向け講演会及び相談会、ハローワーク等と連携した就労相談など、自立に向けた支援を実施します。

イ　長期療養児とその家族への相談支援の充実

センターでは、今後も医療機関、市町村や教育機関など関係機関と連携を図り、適切な支援につなげられるよう相談に応じていきます。また同じ病気を持つ子供の家族が悩みを分かり合い、情報交換などを行える「患者家族会」の活動に対して協力と支援を行います。

保健所においても、センターと連携して対象児とその家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供を行います。

ウ　他の支援制度との連携

小児慢性特定疾病児を取り巻く支援としては、障害福祉サービスや医療的ケア児を対象とした支援もあります。人工呼吸器等を使用している医療的ケア児については、必要に応じてレスパイト事業等の支援制度と連携を図ります。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病医療費助成	悪性新生物などの小児慢性特定疾病に対する医療費の公費負担を実施します。	健康推進課
相談支援	センターや保健所で、電話や面接等により相談を実施します。	健康推進課

4　仕事と子育ての両立支援

（1）仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所『第 15 回出生動向基本調査』によると、未婚女性が理想とするライフコースとして、結婚や出産の機会に退職する専業主婦コースが減り、結婚し子供が生まれても仕事を続ける両立コースが増加している状況であり、実際になりそうだと考える予定コースにおいても同様の傾向がみられます。また未婚男性がパートナーとなる女性に望むコースでも、同様の傾向が続いています。

■女性の理想・予定のライフコース、男性がパートナーに望むライフコース

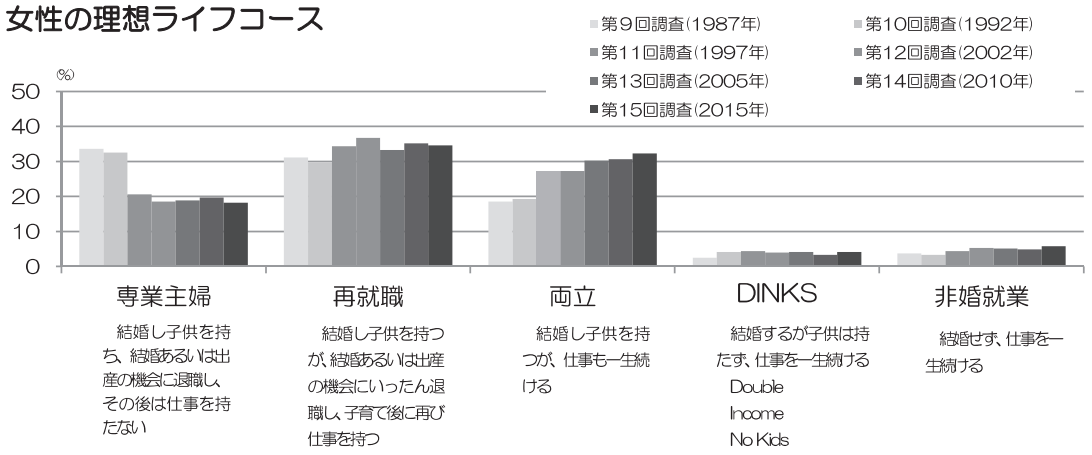

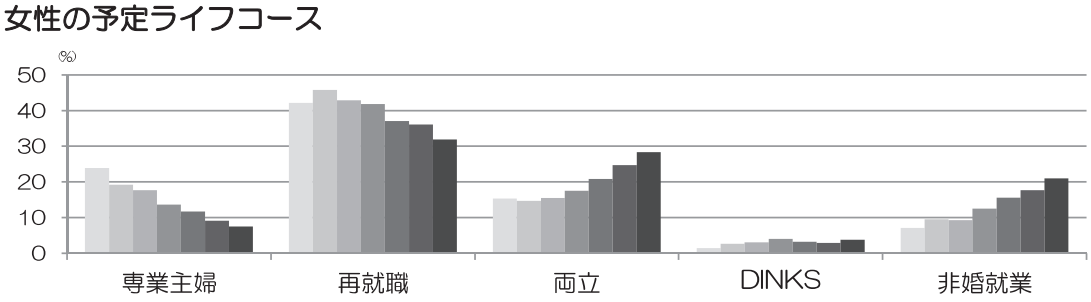

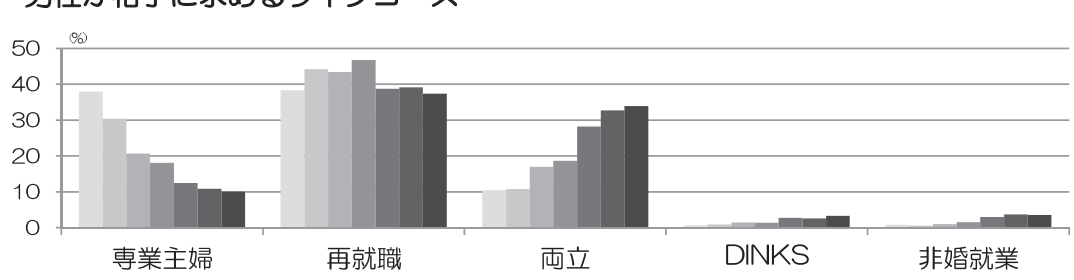

資料：国立社会保障・人口問題研究所『第 15 回出生動向基本調査』

また、未婚者・既婚者問わず対象として実施した県の「平成27（2015）年度男女共同参画に関する県民意識調査」においても、両立コースを理想とするのは女性で37.8%、男性で28.7%となっており、こうした状況にあわせ、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進める必要があります。

今後の取組

ア　働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発を行います。

a　セミナーや交流会等の各種イベントを通じて、県民を対象に男女がともに家事・育児を担うことのできる働き方への転換に向け、啓発を行います。

b　各種セミナーを開催し、次世代育成支援対策推進法の周知、ワーク・ライフ・バランスが必要とされる背景やその効果、また企業における取組事例発表などにより、事業主・労働者に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。

c　和歌山県再就職支援センターにおいて女性の就業支援に関する相談を行い、セミナーや合同企業説明会を開催し、出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職支援など女性の就業を総合的にサポートします。

イ　関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

和歌山労働局と連携し、セミナーの開催や、周知啓発ポスターの掲示及びチラシの配布などにより、次世代育成支援対策法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する事業主、労働者、地域住民への広報・啓発を行います。

ウ　企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

a　企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスや女性が働きやすい職場環境づくりの先進的な取組事例を情報収集し、その取組内容、取組のきっかけ、工夫した点、今後の目標、従業員の声などを県ホームページ等で広く紹介していきます。

b　企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、学習素材としても活用できる事例や自己点検シート等を盛り込んだパンフレットを作成し、提供していきます。

エ　コンサルタント・アドバイザーの派遣

仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備を図るため、就業規則等の整備、短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備、労務管理の改善などの助言を行う専門家を企業に派遣します。

オ　企業・団体と連携した社会気運の醸成

先進的に取り組む企業・団体とともに発足した「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」「女性活躍企業同盟」を中心として、仕事と家庭の両立についての社会気運を高め、県内各企業・団体に取組を広げていきます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
労働教育	事業主、労働者等を対象に職業生活と家庭生活との両立を啓発するセミナーを開催します。	労働政策課

働き方改革推進	仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備のため、助言を行う専門家を企業に派遣します。	労働政策課
和歌山県就活サイクルプロジェクト	出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職等を促進するため、女性就業相談に応じ、セミナーや合同企業説明会を開催します。	労働政策課
わかやま結婚・子育て応援企業同盟	セミナーや参加企業による意見交換会を開催し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。	子ども未来課
女性活躍企業同盟	階層別セミナーや参加企業等による交流会を開催し、女性が安心して働き活躍できる環境整備を促進します。	青少年・男女共同参画課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
男性の育児休業取得率	4.47% ※常用労働者30人以上の企業	令和６年度	13% (国が定める目標値)
専門家派遣の申込みへの対応率	100%	令和６年度	100%対応できる体制を維持
「就活サイクル」プロジェクトへの参画企業数（累計）	276社	令和６年度	500社
わかやま結婚・子育て応援企業同盟の参加数（累計）	340企業・団体	令和６年度	1,500企業・団体
女性活躍企業同盟の参加数（累計）	336企業・団体	令和６年度	1,500企業・団体

（２）　仕事と子育ての両立を支援する地域の体制づくり

現状と課題

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、保育需要が高まっています。

産休明けや育休明けの早い時期から、保育を利用する希望が増加しており、本県においても、特に０歳から２歳の入所希望者が増加している一方で、０歳では児童３人に対して１人、１歳から２歳では児童６人に対して１人の保育士を配置する必要があり、人材の確保が課題となっています。

また、共働き世帯の増加により、就学前は延長保育等で遅くまで保育を受けられていたが、小学校入学後に預かってもらえる場所がないという、いわゆる「小１の壁」が全国的に問題となっており、本県においても、受け入れ体制を増やしているものの、入所希望者の増加が上回り待機児童が発生している状況があります。すべての子供たちが放課後や週末等に安全で安心して活動できる居場所の確保を図る必要があります。

今後の取組

ア　低年齢児保育の受け皿整備

需要が増えている低年齢児の保育ニーズに対応するため、新設や既存施設からの移行による認定こども園の

整備や、企業内保育所等の活用による受け入れ体制の充実に市町村とともに取り組みます。また、企業内保育所等に入所している児童が、３歳になって保育所・認定こども園・幼稚園にスムーズに転園できるよう、状況を注視し対応していきます。

イ　保育士等の人材確保

a　保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援します。

b　保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。

c　保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

ウ　放課後児童対策

a　小学生が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子供教室推進事業」「子どもの居場所づくり事業」の一体的又は連携した実施について、福祉部局と教育委員会が協力し進めていきます。

b　放課後児童クラブに従事する人材を確保するため、必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得する放課後児童クラブ認定資格研修を継続して開催します。また、放課後児童クラブの補助員として従事する子育て支援員の養成を行います。

c　放課後児童クラブ従事者の安定的確保を図るため、就職あっせん、求職情報の提供等を行うコーディネーターを配置します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
認定こども園等の施設整備支援	認定こども園等の施設整備、緊急環境整備等を支援します。	子ども未来課
保育士のキャリアアップ研修	リーダー的職員の育成を図るための研修を、(1)乳児保育、(2)幼児教育、(3)障害児保育、(4)食育・アレルギー対応、(5)保健衛生・安全対策、(6)保護者支援・子育て支援、(7)マネジメント、(8)保育実践　の８分野で実施します。	子ども未来課
保育士人材コーディネータ	保育士の就職に関する相談、あっせん、再就職支援研修の実施や、現職保育士からの相談に対応します。	子ども未来課
保育士修学資金等貸付	保育士修学資金、未就学児を持つ保育士を対象とした保育料等、就職準備金、保育所等への保育補助者雇上について貸付を実施します。（一定期間保育士として勤務すると返還免除となります。）	子ども未来課
放課後児童健全育成対策等施設整備〈再掲〉	放課後児童クラブ等の整備を支援します。	子ども未来課
次世代育成支援関係職員研修	放課後児童健全育成事業に従事する職員等の資質向上を図る研修を実施します。	子ども未来課

子育て支援員研修	地域における子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成とスキルアップを実施します。	子ども未来課
子どもの居場所づくり推進〈再掲〉	放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。	生涯学習課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
キャリアアップ研修の実施分野	８分野	令和６年度	毎年８分野を実施
保育士支援コーディネータによる相談支援件数	498件	令和６年度	500件/年
保育士修学資金の貸付件数	88件	令和６年度	100件/年
放課後児童クラブを活用できる小学校区〈再掲〉	88.7%（平成31年４月）	令和６年度	全小学校区
放課後に学習や体験活動を行う場を設置した小学校区〈再掲〉	68.9%	令和６年度	全小学校区
地域子ども・子育て支援事業の従事者のスキルアップ研修受講率	72%	令和６年度	100%

（３）　家庭での役割分担

現状と課題

総務省「平成 28（2016）年社会生活基本調査」によると、女性が家事関連（「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」）にかける時間は男性の約４倍となっています。また、結婚の前後における家事関連時間を比較すると、男性の場合約３倍程度ですが、女性は約９倍となっており、家庭の中での家事・育児が女性に集中している状況がみられます。

■男女，年齢階級別家事関連時間（週全体１日平均）

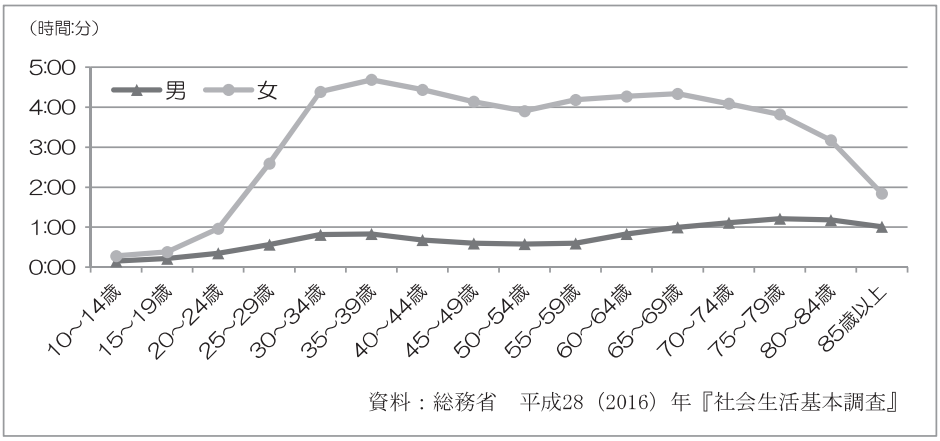

資料：総務省　平成28（2016）年『社会生活基本調査』

■男女，配偶関係別家事関連時間（週全体１日平均　15 歳以上）

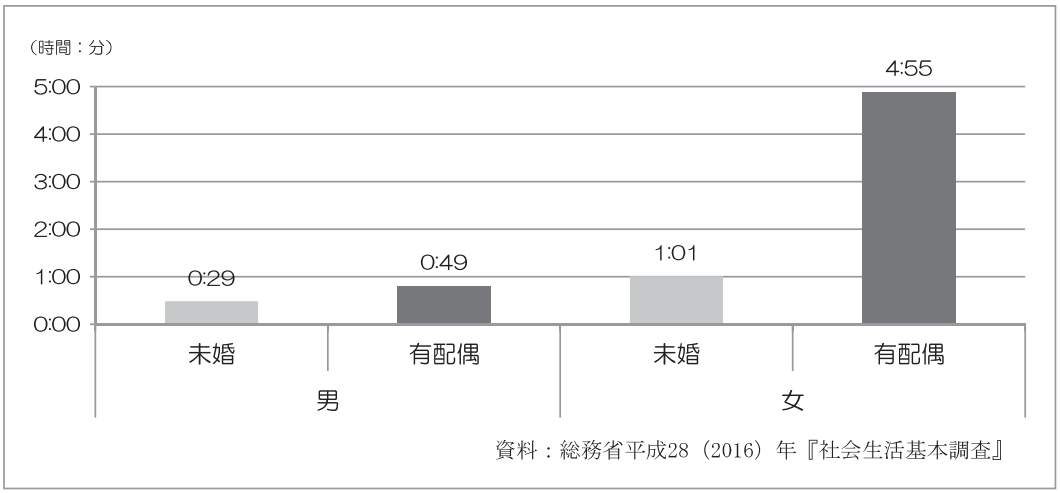

資料：総務省平成28（2016）年『社会生活基本調査』

誰もが希望する仕事をしながら、楽しく子育てができる環境づくりのため、男性の家事・育児参加を促していくことが必要です

今後の取組

ア　職場を通じた広報・啓発

企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援する中で、男性の家事・育児参加の必要性についても啓発していきます。

イ　啓発イベントの開催

家事教室や親子の工作教室など、男性が子供と一緒に楽しめるイベントを賛同する企業とともに開催し、家事や育児に対する意識を高めます。

ウ　家族で話し合うきっかけの提供

県のＰＲキャラクター「きいちゃん」を活用し、子供も含めて家庭での役割分担を話し合うきっかけとなるチラシやパンフレット等を作成するなど、家族みんなで家事を行う気運を醸成します。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
わかやま結婚・子育て応援企業同盟〈再掲〉	セミナーや参加企業による意見交換会を開催し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。	子ども未来課
企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催〈再掲〉	家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業等と連携して実施します。	子ども未来課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
男性の育児休業取得率 〈再掲〉	4.47% ※常用労働者30人以上の企業	令和６年度	13% （国が定める目標値）
わかやま結婚・子育て応援企業同盟の参加数（累計） 〈再掲〉	340企業・団体	令和６年度	1,500企業・団体
企業と連携したイベントの開催〈再掲〉	１回	令和６年度	10回

５　社会全体で子育てを支援する仕組みの強化

現状と課題

地域社会の結びつきが希薄になり、地域全体で子供を育てる力が弱くなっており、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報を入手することが難しい人もいます。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を解消するために、子育て家庭が地域住民と関わる機会を増やしたり、身近な地域での相談体制の整備を進めるとともに、県として、必要な子育て情報を素早く的確に提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、子育てに関する価値観が多様化するとともに、家庭や地域の中で子供たちと高齢者など異なる世代が交流する機会が減少しており、健全な成長に必要な体験等が不足し、基本的な生活習慣が身に付いていない子供も多く、家庭や地域の教育力の向上も必要です。

さらに、子育て世帯が安心して生活できるよう、生活の基盤となる住居の安定した確保、子供に対する犯罪を防止する取組や安全な道路交通環境の整備など、様々な視点で子供の健全な成長を見守り、支える環境を整備する必要があります。

今後の取組

ア　保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」を、市町村とともに推進していきます。

イ　母子保健推進員は市町村長から委嘱されたボランティアの方で、妊産婦期から家庭訪問活動を実施し、乳幼児健康診査の受診勧奨をはじめ早期妊娠届の勧奨や各種母子保健施策の紹介を行うなど行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしています。今後も、母子保健推進員に対して引き続き研修会を開催し母子保健推進員のスキルアップを図り、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、地域全体で子育てができるよう体制づくりに努めます。

ウ　子育てに関する情報を負担なく、的確に得ることができるよう、ＳＮＳなど情報ツールの普及状況にあわせ、様々なチャネルで情報提供を行っていきます。

エ　子育ての不安やストレスを解消するため、「子どもと家庭のテレフォン 110 番」などの気軽に相談できる体制を充実します。

オ　児童家庭支援センターにおいて、子供や家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。

カ　子供も親も気軽に楽しみながら、様々な情報も得ることができる機会を、企業や大学、地域の子育て支援団体等と協力して、県内各所に増やしていきます。

キ　地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成するため、必要な知識を習得するための研修を実施します。

ク　昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

ケ　放課後等一人で過ごさなければならない子供の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等を目指す取組を推進します。

コ　地域での子供の居場所を作り、子供同士や大人との交流を促進するため、子供食堂を実施する民間団体の取組を支援します。

サ　地域の青少年が青少年を育てる循環システムを構築する「リレー式次世代健全育成事業」など、青少年の健

全育成の体制づくりを支援します。

シ　子育て家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性等について「家庭教育サポートブック」を活用した啓発を行うなど、家庭の教育力の向上に取り組みます。

ス　地域とともにある学校づくりを目指し、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進するとともに、「共育コミュニティ」（地域学校協働本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。

セ　子供たちが、本県の優れた歴史や自然など身近な地域の魅力に気づき、ふるさとへの愛着を高めるよう、ふるさと教育を充実します。

ソ　子育て世帯が安心して居住できる住宅環境を確保するため、円滑に入居できる民間賃貸住宅の登録、登録住宅の改修支援、住宅情報の提供や入居に関する支援等を行う法人の指定など、住宅セーフティネット制度を推進します。

タ　公営住宅団地の建替え、民間住宅団地の整備、まちづくり事業などの実施、空き施設の活用などの際には、託児所・保育所などの子育て支援施設の整備・併設を推進します。

チ　市町村、警察、保育施設・学校関係者及び地域のボランティア等の関係機関・団体と連携の上、通学路や公園等の施設を合同で点検し、危険個所の把握と情報の共有を行います。また、通学路や公園の死角をなくすため、防犯カメラや防犯灯、見通しの良い植栽・柵を設置し、安全性の高い環境の整備・改善に取り組みます。

ツ　地域のボランティア等と連携した日常の見守り活動を通して、子供が安心して登下校を行い、また、地域の公園や施設で遊べる環境づくりに取り組みます。

テ　子供の年齢や理解度に応じて、紙芝居や演劇等により危険な事案への対応要領を教示し、子供が考えながら参加・体験できる防犯教育に取り組みます。

ト　国や市町村、関係機関と連携の上、ビッグデータの活用等による生活道路の交通安全対策、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路等における安全・安心な歩行空間の創出など、安全で快適な交通環境の実現に取り組みます。

主な関連施策

事業	取組内容	担当課
地域子育て拠点〈再掲〉	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点を設置する市町村を支援します。	子ども未来課
わかやま子育ての広場	県内全域の子育て情報を発信するホームページ「わかやま子育ての広場」の内容を更に充実します。	子ども未来課
子どもと家庭のテレフォン 110 番〈再掲〉	育児や子供の発達に心配・悩みをお持ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24 時間 365 日体制で対応します。	子ども未来課
企業等と連携した結婚・子育て応援イベント開催〈再掲〉	家事教室や啓発イベントなど、結婚や子育ての魅力や楽しさを伝えるイベントを企業等と連携して実施します。	子ども未来課

母子保健推進員の活動支援	母子保健推進員活動支援会議、母子保健推進員への研修や地域住民を対象とした母子保健・健全育成住民会議等を開催します。	健康推進課
母子保健関係者地域連携会議	医師や助産師会、母子保健医療の専門職や県立保健所及び市町村母子保健担当者等により、圏域の課題解決に向けた協議を行います。	健康推進課
放課後児童健全育成対策等施設整備〈再掲〉	放課後児童クラブ等の整備を支援します。	子ども未来課
和歌山子供食堂支援〈再掲〉	帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に食事を提供する民間団体の取組を支援します。	子ども未来課
子どもの居場所づくり推進〈再掲〉	放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設けます。	生涯学習課
リレー式次世代健全育成	地域の次代を担う青少年育成の循環システムを構築します。	青少年・男女共同参画課

数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
地域子育て支援拠点設置市町村数〈再掲〉	28 （平成31年4月）	令和6年度	29
母子保健推進員活動支援会議の開催	3回	令和6年度	継続
母子保健関係者地域連携会議	7圏域で開催	令和6年度	継続
ＳＮＳを活用した子育て情報の発信	―	令和3年度	運用開始
企業等と連携したイベントの開催数〈再掲〉	1回	令和6年度	10回
放課後児童クラブを活用できる小学校区〈再掲〉	88.7% （平成31年4月）	令和6年度	全小学校区
放課後に学習や体験活動を行う場のある小学校区〈再掲〉	68.9%	令和6年度	全小学校区

第４章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）県の推進体制

県庁内の関係課が連携して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

（２）和歌山県子ども・子育て会議

本計画に記載している子育て支援を、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、本計画の点検・評価を踏まえた改善等の提言をいただく和歌山県子ども・子育て会議を定期的に開催します。

２　計画の達成状況の点検及び評価

（１）計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

（２）計画の見直し

子供を取り巻く環境の変化や社会の動向、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。

市町村別　幼児期の教育・保育のニーズ量及びその確保方策

（令和２年３月１０日時点の報告に基づき作成しています。）

用語説明

・１号

３歳から５歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定（１号認定）を受けた子供を示します。（利用先：幼稚園、認定こども園）

・２号

３歳から５歳で、保育を必要とし、その認定（２号認定）を受けた子供を示します。（利用先：保育所、認定こども園）

・３号

０歳から２歳で、保育を必要とし、その認定（３号認定）を受けた子供を示します。（利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等）

・確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園です。

・離島その他の地域において特例保育を実施する施設

平成26年度までへき地保育所であった施設です（へき地保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される、児童を保育するための施設で、都道府県知事が指定したものです）。

和歌山市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			3,731	4,458	300	2,139	3,619	4,403	310	2,112	3,439	4,236	319	2,129
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		3,278	4,923	581	2,319	3,288	4,929	613	2,319	3,298	4,929	613	2,319
	確認を受けない幼稚園		1,930				1,930				1,930			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠	0	8	15	38	0	8	15	38	0	8	15	38
②－①			1,477	473	296	218	1,599	534	318	245	1,789	701	309	228

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			3,352	4,189	329	2,122	3,238	4,107	336	2,118
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		3,298	4,929	613	2,319	3,298	4,929	613	2,319
	確認を受けない幼稚園		1,930				1,930			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠	0	8	15	38	0	8	15	38
②－①			1,876	748	299	235	1,990	830	292	239

海南市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			253	643	46	265	242	625	44	256	221	574	48	258
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		1,051	713	61	270	1,054	760	61	320	1,062	752	61	320
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			798	70	15	5	812	135	17	64	841	178	13	62

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			215	560	46	251	206	538	44	245
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		1,065	749	61	320	1,068	746	61	320
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			850	189	15	69	862	208	17	75

橋本市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			340	960	107	432	311	927	103	422	287	904	101	425
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		479	879	77	426	494	863	86	407	494	863	86	407
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			139	△ 81	△ 30	△ 6	183	△ 64	△ 17	△ 15	207	△ 41	△ 15	△ 18

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			261	872	97	413	244	867	94	401
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		494	863	86	407	466	876	86	410
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			233	△ 9	△ 11	△ 6	222	9	△ 8	9

有田市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			137	380	33	157	130	360	33	157	120	330	30	151
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		25	400	35	160	25	380	35	160	25	350	30	160
	確認を受けない幼稚園		130				130				130			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			18	20	2	3	25	20	2	3	35	20	0	9

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			120	320	29	144	120	320	27	138
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		25	350	30	150	25	350	30	150
	確認を受けない幼稚園		130				130			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			35	30	1	6	35	30	3	12

御坊市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			140	426	39	206	138	420	38	201	135	413	38	198
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		144	426	34	215	145	425	34	215	147	423	34	215
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			5				5				5	
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			4	0	0	9	7	5	1	14	12	10	1	17

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			134	408	38	198	131	401	37	195
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		148	422	34	215	149	421	34	215
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			5				5	
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			14	14	1	17	18	20	2	20

田辺市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			327	1,150	105	537	323	1,135	102	510	307	1,080	99	483
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		455	1,084	84	552	455	1,084	84	552	455	1,084	84	552
	確認を受けない幼稚園		290				290				290			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		144		46		144		46		144		46
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			418	78	△ 21	61	422	93	△ 18	88	438	148	△ 15	115

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			301	1,058	95	456	293	1,030	92	428
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		455	1,084	84	552	455	1,084	84	552
	確認を受けない幼稚園		290				290			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		144		46		144		46
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			444	170	△ 11	142	452	198	△ 8	170

新宮市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			56	491	24	231	72	467	24	220	66	428	23	229
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		76	491	24	231	72	467	24	220	66	428	23	229
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			64	417	22	221	60	397	21	213
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		64	417	22	221	60	397	21	213
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

紀の川市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			160	1,100	69	463	152	1,048	66	448	146	1,018	65	435
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		207	1,537	65	436	207	1,537	65	436	207	1,537	65	436
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			26	111			26	111			26	111
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			47	437	22	84	55	489	25	99	61	519	26	112

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			142	992	63	424	137	961	61	412
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		207	1,537	65	436	207	1,537	65	436
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			26	111			26	111
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			65	545	28	123	70	576	30	135

岩出市

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			286	1,123	44	385	267	1,046	43	399	268	1,049	43	395
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		17	1,032	40	381	17	1,032	40	381	17	1,032	40	381
	確認を受けない幼稚園		492	348			492	348			492	348		
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			6	32			6	32			6	32
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			223	257	2	28	242	334	3	14	241	331	3	18

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			262	1,025	42	391	267	1,045	42	388
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		17	1,032	40	381	17	1,032	40	381
	確認を受けない幼稚園		492	348			492	348		
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			6	32			6	32
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			247	355	4	22	242	335	4	25

紀美野町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			15	109	6	39	15	101	5	30	15	102	5	30
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		39	126	15	30	39	126	15	30	39	126	15	30
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			24	17	9	△ 9	24	25	10	0	24	24	10	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			15	92	5	30	15	87	5	30
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		39	126	15	30	39	126	15	30
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			24	34	10	0	24	39	10	0

かつらぎ町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			96	273	28	113	86	245	27	120	77	218	26	118
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		96	273	28	113	86	245	27	120	77	218	26	118
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			77	219	25	115	79	225	24	110
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		77	219	25	115	79	225	24	110
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

九度山町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			14	46	3	23	18	57	3	14	15	47	3	20
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		14	46	3	23	18	57	3	14	15	47	3	20
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			14	46	3	20	11	34	3	18
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		14	46	3	20	11	34	3	18
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

高野町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			3	49		15	3	41		18	2	35		15
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		3	49		15	3	41		18	2	35		15
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			2	35		17	2	35		16
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		2	35		17	2	35		16
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

湯浅町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			37	187	10	90	34	170	9	90	29	150	9	96
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		37	187	10	90	34	170	9	90	29	150	9	96
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			29	147	9	93	28	144	8	90
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		29	147	9	93	28	144	8	90
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

広川町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			40	115	16	60	40	114	15	60	39	113	15	59
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		80	145	18	63	80	145	18	63	80	145	18	63
	確認を受けない幼稚園		2				2				2			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠			1	1			1	1			1	1
②－①			42	30	3	4	42	31	4	4	43	32	4	5

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			37	112	14	58	35	110	14	57
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		80	145	18	63	80	145	18	63
	確認を受けない幼稚園		2				2			
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠			1	1			1	1
②－①			45	33	5	6	47	35	5	7

有田川町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			21	641	15	176	19	588	15	187	19	580	15	184
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		21	641	15	176	19	588	15	187	19	580	15	184
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			18	557	15	181	18	576	14	178
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		18	557	15	181	18	576	14	178
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

美浜町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			41	93	8	53	39	90	8	49	39	92	8	50
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		160	111	15	60	160	111	15	60	160	111	15	60
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）		20	5	15		20	5	15		20	5	15
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			119	38	12	22	121	41	12	26	121	39	12	25

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			36	93	8	50	35	87	8	48
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		160	111	15	60	160	111	15	60
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）		20	5	15		20	5	15
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			124	38	12	25	125	44	12	27

日高町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			8	213	8	92	8	212	10	90	8	212	10	90
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		8	239	8	92	8	232	10	90	8	232	10	90
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	26	0	0	0	20	0	0	0	20	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			8	212	10	90	8	212	10	90
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		8	232	10	90	8	232	10	90
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	20	0	0	0	20	0	0

由良町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			4	70	11	41	3	65	10	34	3	61	10	34
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		13	106	11	41	13	106	10	38	13	106	10	38
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			9	36	0	0	10	41	0	4	10	45	0	4

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			3	58	10	34	2	48	10	34
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		13	106	10	38	14	105	10	38
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			10	48	0	4	12	57	0	4

印南町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			33	133	23	79	35	139	23	67	35	138	21	60
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		33	133	23	79	35	139	23	67	35	138	21	60
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			33	134	21	57	30	120	20	55
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		33	134	21	57	30	120	20	55
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

みなべ町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			55	206	8	79	53	194	8	75	50	193	7	75
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		55	189	8	70	53	179	8	68	50	186	7	72
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）		7		6		7		5		7		3
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		10		3		8		2				
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			43	190	7	75	40	181	7	72
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		43	183	7	72	40	174	7	69
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）		7		3		7		3
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

日高川町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			1	194	9	53		188	9	50		191	8	46
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		1	194	9	53		188	9	50		191	8	46
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				185	7	45		185	6	44
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			185	7	45		185	6	44
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

白浜町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			52	313	9	125	51	303	9	118	49	294	9	117
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		52	313	9	125	52	313	9	125	52	313	9	125
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	0	0	0	1	10	0	7	3	19	0	8

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			48	283	9	116	46	273	9	117
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		52	313	9	125	52	313	9	125
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			4	30	0	9	6	40	0	8

上富田町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			131	261	9	98	126	251	9	100	123	246	9	100
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		131	261	4	78	126	251	4	80	123	246	4	80
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			3	16			3	16			3	16
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠			2	4			2	4			2	4
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			123	246	9	100	125	251	9	100
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		123	246	4	80	125	251	4	80
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）			3	16			3	16
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠			2	4			2	4
②－①			0	0	0	0	0	0	0	0

すさみ町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				46	5	31		49	4	30		58	4	23
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			85	5	35		85	5	35		65	5	25
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	39	0	4	0	36	1	5	0	7	1	2

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				55	4	22		52	4	21
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			65	5	25		65	5	25
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	10	1	3	0	13	1	4

那智勝浦町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			13	226	19	101	13	217	18	98	13	214	17	93
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		30	356	26	153	30	356	26	153	30	356	26	153
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		15		4		15		4		15		4
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			17	145	7	56	17	154	8	59	17	157	9	64

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			12	203	16	89	11	194	16	85
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		30	356	26	153	30	356	26	153
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		15		4		15		4
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			18	168	10	68	19	177	10	72

太地町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			26	31	1	22	23	28	1	23	23	28	1	23
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		30	60	3	27	30	60	3	27	30	60	3	27
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			4	29	2	5	7	32	2	4	7	32	2	4

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			23	28	1	22	24	28	1	22
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		30	60	3	27	30	60	3	27
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			7	32	2	5	6	32	2	5

古座川町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				34	3	19		35	3	17		32	2	17
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			35	5	20		35	5	20		35	5	20
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		18		12		18		12		18		12
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	19	2	13	0	18	2	15	0	21	3	15

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				33	3	16		30	3	16
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			35	5	20		35	5	20
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設		18		12		18		12
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	20	2	16	0	23	2	16

北山村

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				14		3		14		0		6		3
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			17		3		17		3		17		3
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設												
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			0	3	0	0	0	3	0	3	0	11	0	0

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み				6		3		6		3
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）			17		3		17		3
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設								
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			0	11	0	0	0	11	0	0

串本町

教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			45	202	31	102	42	192	30	102	38	174	27	101
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		80	200	33	112	80	200	33	112	80	200	33	112
	確認を受けない幼稚園													
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）												
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	6	9		5	6	9		5	6	9		5
		企業主導型保育施設の地域枠												
②－①			41	7	2	15	44	17	3	15	48	35	6	16

			令和5年度				令和6年度			
			1号	2号	3号		1号	2号	3号	
					0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
①量の見込み			37	163	24	100	34	163	22	99
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所（特定教育・保育施設）		74	170	30	106	74	170	30	106
	確認を受けない幼稚園									
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（特定地域型保育事業）								
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	6	9		5	6	9		5
		企業主導型保育施設の地域枠								
②－①			43	16	6	11	46	16	8	12

用　語　集

【ア行】

○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など日常生活を送る上で医療的なケアを必要とする子供のことです。

【カ行】

○家庭的保育

→　P.90「地域型保育事業」参照

○寡婦

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、「配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの」と定義されています。

○教育・保育の量

教育を希望する３歳から５歳までの子供の人数と、保育を必要とする０歳から５歳までの子供の人数のことです。

○居宅訪問型保育

→　P.90「地域型保育事業」参照

○合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子供の数の推計値です。ある期間（１年間）の出生状況に着目し、その年における各年齢（15～49 歳）の女性の出生率を合計したものです。

○子どもの権利ノート

児童養護施設など社会的養護のもとで生活する子供に権利を伝え、権利が侵害されたときの解決方法を説明する小冊子です。

【サ行】

○里親（制度）

里親制度は、さまざまな事情で家庭での養育が困難となった子供を、温かい愛情と正しい理解を持った里親の家庭で養育する制度です。

○事業所内保育

→　P. 90「地域型保育事業」参照

○児童虐待

保護者が監護する児童に対し「児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童の面前でＤＶ行為を行う等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」をいいます。

○児童養護施設

児童福祉法第41条に規定されている施設で、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

○小規模保育

→　P. 90「地域型保育事業」参照

〇小児慢性特定疾病

次の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

・慢性に経過する疾病であること
・生命を長期にわたって脅かす疾病であること
・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

＜対象年齢＞

18歳未満の児童（ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）

＜対象疾患群＞

(1) 悪性新生物　(2) 慢性腎疾患　(3) 慢性呼吸器疾患　(4) 慢性心疾患
(5) 内分泌疾患　(6) 膠原病　(7) 糖尿病　(8) 先天性代謝異常
(9) 血液疾患　(10) 免疫疾患　(11) 神経・筋疾患　(12) 慢性消化器疾患
(13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　(14) 皮膚疾患群
(15)骨系統疾患　(16)脈管系疾患

〇潜在保育士

保育士資格を持ちながらも保育施設に勤務していない人のことです。

〇専門里親

虐待された児童や非行等の問題を有する児童、及び身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親です。実家庭への家庭復帰や家族再統合、自立支援を目的としており、専門的な研修を受けることが必要です。

【タ行】

〇地域型保育事業

20人未満の少人数の単位で０歳から２歳の子供を預かる事業で、家庭的保育（定員５人以下）、小規模保育（定員６人～１９人）、事業所内保育（会社等の保育施設で従業員の子供と地域の子供を一緒に保育）、居宅訪問型保育（保護者の自宅で１対１で保育）の４種類があります。

【ナ行】

〇乳児院

児童福祉法第37条に規定されている施設で、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

〇認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。具体的には、保護者の就労状況にかかわりなく、通い慣れた園を継続して利用できます。また、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子供の家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

〇妊孕性（にんようせい）

妊娠する力のことです。

【ハ行】

〇発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

〇ファミリーホーム

児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年４月に制度化されたもので、養育者を３人以上置いて運営することを条件として、一般の住宅で開設できるものです。

〇母子生活支援施設

児童福祉法第38条に規定されている施設で、18歳未満の子供を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子供と一緒に利用できる施設です。

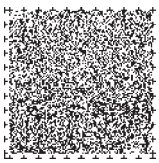

【マ行】

〇マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

【ヤ行】

〇要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童のことで、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童のことです。

〇要保護児童対策地域協議会

地方公共団体が設置する協議会で、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う協議会です。（関係機関等の例：児童相談所、保育所、民生・児童委員、教育委員会、学校、保健所、医師、警察、弁護士など）

〇幼保連携型認定こども園

認定こども園の類型の一つで、新制度では、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となりました。

【ラ行】

〇レスパイト事業

障害を持つ方等を介護する家庭のご家族に代わって、一時的に介護を代行する家族支援サービスです。

【ワ行】

〇ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。（内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より）

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課
〒640-8585 和歌山市小松原通１丁目１番地
TEL 073（441）2492　FAX 073（441）2491
e-mail e0402001@pref.wakayama.lg.jp

VEGETABLE OIL INK
地球環境保護のために、
植物油インキを使用しています。